

20秘第207号
平成21年2月3日

日本共産党上小更埴地区委員会
委員長 戸谷重義 様

日本共産党上田市議会議員団
団長 金井忠一 様

上田市長 母袋創一
(総務部秘書課)

「2009年度予算要望書」について (回答)

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平成20年12月22日付けで貴職から提出された「2009年度予算要望書」につきまして、別添のとおり回答いたします。

「新生上田」は、本年セカンドステージへと踏み出しました。今後も新しい上田の将来像を描いた「第一次上田市総合計画」の実現を目指し、具体的な施策を展開してまいりますので、市政に対し変わらぬ御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

〒386-8601
上田市大手1-11-16
上田市総務部秘書課広報広聴係
担当：清水
電話：0268-22-3435 (秘書課直通)

-緊急要望-

1 アメリカ発の世界的金融危機による雇用・中小企業・農業対策について

- ① 市に「緊急経済対策本部」（仮称）を設置し、相談窓口を開設し総合的に対策を講じられたい。

上田市においても経済環境の急激な悪化が進んでいることから、昨年12月26日に、「上田市緊急経済・雇用・生活対策本部」を設置しました。

翌27日から30日まで年末相談窓口を開設し、また、1月5日からは平日対応で相談窓口を継続し、市内経済や市民生活の不安解消と早期の安定化を図るため、全庁を挙げて速やかに対策を講じてまいりました。

1月以降も、平成20年度既決予算の入札差金を活用した公共事業の追加実施と、会社の雇用調整等により離職した市民を対象に市臨時職員の募集を行っておりますが、さらに2月2日に開催した市議会臨時議会での補正予算の成立を経て、物品や公用車両の購入、公共事業の前倒し実施や中小企業制度融資の拡充などを合わせ、15億円規模の事業を実施してまいりたいと考えております。

市は、引き続き中小企業者の視点に立ったきめ細やかな対応を行うとともに、地域経済連絡会議を核にして、関係機関と連携をとり、総合的な支援窓口として対応してまいります。

（上田市緊急経済・雇用・生活対策本部事務局 政策企画課、商工課）

- ② 国の補正予算について、市としてすみやかに具体化されたい。

国の第一次補正予算は、安心実現のための緊急総合対策にかかる所要の経費を追加計上するもので、中心となる「地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金」につきましては、上田市には3千万円が交付されることとされており、遅滞なく対象事業等のとりまとめを行い11月12日には内閣府に事業実施計画を提出し、12月12日には交付申請を行ったところであります。

また、第二次補正予算につきましては、臨時国会に提案されず年明けの本国会に提案されることとなり、未だに成立に至っておりません。

市といたしましては、現下の経済情勢に鑑み、国の予算成立と同時に施策が実施できるよう、急遽2月に臨時議会をお願いし、補正予算対応をとることといたしましたが、国会の動向が不透明なため、補正内容についてはギリギリまで調整が必要な状況となっております。

日本共産党におかれましては、地方自治体の置かれた状況に御理解をお願いいたしますとともに、どのような形であれ、一刻も早く国の第二次補正予算及び関連法案が成立いたしますよう御尽力をお願いいたします。（財政課）

- ③ 人員削減や内定取り消しなど、雇用不安が広がっています。雇用の実態調査を、早急に行うとともに雇用不安に対応されたい。

長野労働局の調査によれば昨年10月から今年3月まで間に失業したか、失業が

決まっている非正規労働者は県全体で4,193人となっております。また、県と上田市が個別に市内186事業所に調査したところでは、人員削減の予定があるとする事業所が37事業所で約19.9%となっております。その内訳は派遣社員が54人で41.2%、正社員が33人で25.2%、パートが31人で23.7%となっております。派遣の態様が多様であること、個別に全事業所の正確な状況を把握することができないことから、正確な数値については実情の把握が困難である状況です。ハローワーク上田によりますと、非正規労働者の雇止め等が多いところでは100人以上の規模で実施されており、また、正規労働者の一時帰休のための雇用調整助成金の申請が大幅に増えているとのことでした。

市では一日も早く一人でも多くの皆さんが就業できるよう、緊急再就職支援面接会を去る1月28日に開催いたしました。さらに3月中にも実施を予定しています。さらに、就職のための各種講座の開催、職業訓練、仕事を求めている方への相談等を行っており、今後も各事業の充実を進めてまいります。

また、雇用の安定のため国、県と連携していく必要があることから、国（ハローワーク上田）、県（雇用労働課、東信労政事務所）と連絡を密にするため、地域雇用連絡会議を設置し、その第一回を昨年12月25日に開催いたしました。相互の情報の共有化と適切な機関への誘導を進めてまいります。（商工課）

④ 上田市は、南米日系人を中心とする外国人市民が多数居住する都市として外国人集住都市会議の会員となっております。いま、外国人労働者が真っ先に解雇されるなど雇用問題が深刻です。市として実態調査ならびに、適切な対策を講じられたい。

市で外国籍市民支援会議参加企業11社及び派遣会社7社に対して削減状況、予定について聞き取り調査をしたところ、11月から12月にかけて企業の受入は209人減少し、派遣会社による派遣数も269人減少しており、今後さらに減少する見込みです。

外国人の就業を支援するため、平成21年1月8日からは上田公共職業安定所から毎月2回、外国人労働者専門官と日系人就職促進ナビゲーターが相談に応じております。また、国籍に関係なく離職者の市営住宅の入居支援や上田市の非常勤職員の募集も実施しております。

今後も、関係機関と連携し、外国人労働者の就業に向けて努力してまいります。
(市民課、商工課)

⑤ 中小企業対策として、相談窓口を開設し適切な対応をされたい。

市や県、商工団体、金融機関などで構成する地域経済連絡会議を定期的に行い、地域の実情を多角的に把握しています。各機関が取り組んでいる事業内容を相互に理解・共有することで、中小企業者の多様な悩みを適切な機関へ紹介する体制を整

っております。職員が直接事業所に出向いてお話を伺う事業所訪問も実施しております。相談を通じて得られた情報は、地域経済連絡会議において共有化しております。

今後もこれら相談業務を行うことで、中小企業の不安・悩みの解消を図ってまいります。(商工課)

⑥ 農業分野では、資材高騰に対する支援策を関係機関と連携して対応されたい。

昨年の原油価格の高騰に伴う生産資材の高騰や国際的な穀物需要の増大に伴う化学肥料や飼料価格の高騰は、生産者の経営に大きな影響を及ぼしました。最近では円高等により一時期の状況を脱しつつありますが、世界的に穀物需給がひっ迫していることから、予断を許さない状況にあるとも考えています。

国では、資材の高騰等に対して燃料費や肥料費の増加分に着目した支援、効率的な施肥体系の導入、安定的な飼料供給の確保などの対策を講じており、市ではこれらの施策を生産者が活用できるよう県やJAと連携して周知に努めるとともに省エネ対策等の技術的な指導も行っています。

今後も生産者の不安解消や経営の効率化に向け、県やJAなどと十分に連携しながら課題解決に向けて対応してまいります。(農政課)

2 独立行政法人国立病院機構長野病院について

①産科医の確保、常勤の麻酔科医の充実をはかるために財政的支援をされたい。

全国的な産科、小児科、麻酔科など周産期医療における医師不足は、効果的な解決策が見出せない状況にあり、県内においても各地域に深刻な影響を及ぼしております。特に上田地域においては、長野病院の常勤麻酔科医師不在及び産婦人科医師の引揚げにより、ハイリスク分娩が扱えない状況となっております。

財政的支援であります。平成20年3月19日公布、施行の地方財政再建促進特別措置法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令等により、病院等を開設する国立大学法人や独立行政法人国立病院機構等が、地方公共団体の要請に基づき当該地方公共団体の住民に対し、特別に医療の提供を行う場合に要する費用の補助等ができるようになりました。

長野病院は上田地域唯一の中核的医療機関でありますので、地域全体の喫緊の課題として取り組む必要があることから、これまで上田地域広域連合を中心に周産期医療における医師確保に対する財政的支援の検討を進め、平成21年2月の広域連合議会において財政的支援にかかる条例案及び予算案を上程する運びとなりました。

また、市独自の医師確保に向けた中・長期的な取組として、医師確保修学資金等貸与事業を開始いたしました。将来、市が指定する医療機関の医師として従事しようとする者に対して予算の範囲内で資金を貸与することにより、市民への安定的な医療提供体制を確立して、安心・安全な上田市の実現に寄与することを目的としております。

さらに、救急医療における輪番制病院の後方支援を行う役割を持つことから、広域連合において輪番制病院にかかる検討等も進められており、今後も必要に応じて医師確保に資する支援に努めてまいりたいと考えております。(健康推進課)

②公的病院として地域中核病院としての役割を果たすようにされたい。

長野病院は独立行政法人国立病院機構の病院であり、現在の医師不足による医療提供機能の低下は、本来国が責任を持って対処すべきものであります。また長野県保健医療計画を定め、医療政策を進める立場の県としても積極的な関与が必要であると考えております。

しかしながら、長野病院は地域医療支援病院、また地域周産期母子医療センター等として上田地域に欠くことのできない重要な医療機関であります。

このため、これまで広域連合が中心となり地域一丸となった取組を進めてまいりましたが、今後も地域の重要かつ緊急の課題として、地域の中核となる医療機関としての機能を果たせるよう、可能な範囲で最大限の支援を行ってまいりたいと考えております。(健康推進課)

③医師、看護師、ケアマネージャーなどの医療スタッフの増員を国立病院機構に要請されたい。

これまでも機会あるごとに、関係機関へ医師の確保対策などをお願いをしてまいりましたが、長野病院に関する問題は、上田市だけでなく上田地域全体の医療のあり方に深く関係する問題であります。

平成 19 年末の産婦人科医師引揚げ問題以降、地域全体として共通の認識の醸成のもと地域医療確保に向けた取組を進め、国、県、大学医学部への陳情及び協力依頼とともに、平成 20 年 4 月に独立行政法人国立病院機構に対しましても周産期医療提供体制整備の要請を行ってきたところであります。

また、今年度で第 1 期中期計画が終了することに併せ、先般長野病院により策定されたグランドデザインにおきましても、医師数を 60 人台の体制とし、7 対 1 看護をめざすことが示されております。

長野病院におけるスタッフを含めた医療提供体制につきましては、今後も必要に応じて関係機関に要請あるいは協力依頼を行うなど再構築に向けた支援に努めてまいります。(健康推進課)

④利用者の声を具体的に生かし反映できるシステムを構築されたい。

長野病院では、長野病院に対する住民の意見や要望を伺い、改善を図ること等を目的に長野病院地域医療諮問委員会を設置しています。委員は医師会、保健所、上田市議会、行政、自治会連合会、市民代表等で構成され、市民からの要望や市からの提案をこの委員会で協議し要望実現に努めています。

また、意見箱や患者相談窓口、電話による副院長苦情ホットラインを設け、利用者からの要望について改善につなげるよう努めています。

市に寄せられた要望等については、今後も随時長野病院へ伝えてまいります。
(健康推進課)

⑤人工透析を受けられるような対策を講じていただきたい。

人工透析については、市内では 4 箇所の医療機関で行っておりますが、長野病院は、主に急性期の疾患、重症疾患、高度医療を担う病院として位置づけられており、慢性疾患は地域の医療機関でという役割分担のもとに、地域連携医療が行

われています。(健康推進課)

3 上田市産院について

- ① 老朽化した上田市産院の移転改築は、市政の最優先課題として位置づけ、早急に具体化されたい。

産院は上田地域の周産期医療体制を確保していくうえで、欠かせない重要な施設であり、築40年を経過した現行施設の老朽化を考慮すると、早期の移転改築が必要であると認識しています。

移転改築にあたり、最も喫緊な課題は、医師を確保すること或いは医師確保のための道筋をつけることであり、このことは移転改築後の業務量や診療内容を展望するための重要な要因でありますので、引き続き努力してまいります。

また、移転改築に係る用地の選定、施設の規模の決定、施設の設計及び施工等のハード面、このことに関しての市民合意、関係機関との連絡調整等のソフト面、これらを合わせた全体計画について、庁内における検討を鋭意進めてまいります。

(産院)

- ② 助産師などの活用をはじめ充実強化をはかられたい。

昨年2月から実施している助産師外来は、きめ細かい健診と相談がお母さん方の評価が高いということ、助産師が妊婦健診を行う分、医師の負担が軽減されることが実証されています。

これらの検証をもとに今後も助産師の活用を検討し、妊産婦への更なるケアの向上と医師の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。(産院)

- ③ 市内の産科医との連携強化をはかられたい。

現在、常勤医師1人である産院におきましては、非常勤医師が勤務していない日に手術の必要性が生じた場合、市内の開業医の先生に手術助手をお願いしています。

ハイリスクの分娩と認められる場合は、他地域の高次の医療機関との連携を欠かすことができないのが実情であり、患者を紹介し、或いは受け入れをお願いし、搬送しております。

上田保健所におきましては、市内の4産科医療機関、小諸、佐久、長野地域の病院に呼びかけ、スムーズな連携を図るための定期的な連携会議が開催されているところであります。

今後も上小医療圏の周産期医療体制を確保するために、県、市内及び他地域の医療機関とのいっそうの連携強化に努めてまいります。(産院)

- ④ 医師確保の充実をはかられたい。

喫緊の課題である医師確保は、全国的な医師不足の中で、極めて困難な状況ですが、鋭意努めているところであります。

上田地域は住みやすい環境であること、子育て中の女性医師にも働きやすい環境であること、「医師を応援する」地域であること等をアピールするパンフレットを関係機関、関係

者に配布し、情報提供を依頼しております。

また、産院独自のホームページを医師確保のための媒体として活用していきたいと考えています。

医師の斡旋・紹介を業務の一つとしている全国自治体病院協議会とは、引き続き連絡を密にとるとともに、今後は民間の斡旋業者の活用も視野に入れていきたいと考えています。

こうした活動のほか、医師、研修医、医学生を対象とする上田市医師確保修学資金等貸与制度を新たに整備するなど、医師確保に努めております。

これらの事業、制度等を効果的に活用するとともに、今後も様々な施策を研究し、医師確保の道筋をつけてまいりたいと考えております。(産院)

4 交流・文化施設について

① 金融危機による税収の大幅減など市財政の見通しが不透明です。したがって、上限が150億円規模とされる事業費そのものを再検討されたい。

金融危機による世界同時不況で市内企業も大きな影響を受けており、税収減など市財政でも先行きが不安であることは確かであります。しかし、150億円規模の事業費も、計画当初に上限枠として示したものであり、この事業費ありきで計画を進めているわけではありません。

新生上田市にとって将来にわたり文化振興に寄与し上田市全体の向上につながるためには、どういうコンセプトや施設が必要であるのかということについて、現在検討委員会及び専門委員会において議論をいただいているところであります。

したがって委員会からの報告を受けた後、その報告を基に市としての基本計画を策定いたしますので、コンセプトや整備内容と共に事業費についても、その時点で再度、詳細な検討を行いたいと考えております。(交流・文化施設建設準備室)

② 医療や福祉、教育など他の課題も山積みしている中、優先度とバランスを考慮して、進めてもらいたい。

上田市では、最重要課題である医師不足などの医療問題から教育問題まで様々な課題に直面しておりますが、活力ある住み良い上田市を築くため、これらの課題に対し並行して取り組んでおります。

いずれも優先度の高い課題であり、交流・文化施設につきましても計画からオープンまでに長期に亘る期間が必要となることから、市民の皆様の期待に応えられるよう、その他の課題と並行して一步一步着実に計画を進めてまいりたいと考えております。(交流・文化施設建設準備室)

③ 多額の費用がかかる交流・文化施設は、市民の理解や納得が大前提です。市民合意を得る努力を最大限行っていただきたい。

交流・文化施設では、建設から完成後の維持管理費まで多額の費用を必要とします。

そのため現在行っている検討委員会においても、その点に留意しつつ市民意向調査の実施や利用者団体懇談会を開催するなど市民意見の把握に努めてまいりました。

今後、検討委員会から一定の方向性が示された時点で、市民への説明を行い、計画に反映していく考えであります。いずれにしましても、十分な市民理解と合意の上で新生上田市にふさわしい交流文化施設となるよう計画を進めてまいりたいと考えております。(交流・文化施設建設準備室)

-分野別要望-

1 地域内分権について

1) 上田市の最高法規とされる自治基本条例も制定にあたっては、策定過程のそれぞれの段階において住民参加を保障されたい。また、分権社会にふさわしい上田市における「自治推進のための基本理念」及び「市政運営の基本原則」を明確にされたい。

この条例の制定にあたっては、分権社会到来の時代背景とともに、市としての地域内分権の推進過程における条例の必要性、条例づくりの基本的な考え方と姿勢を示した「上田市の自治の基本原則等を定める基本方針」を策定し進めております。条例の検討には「上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会」を設置し、条例の論点について具体的な議論が進んでおりますが、この条例は、条例検討委員会のメンバーだけで議論していくわけではなく、委員会で議論された内容について、地域や各種団体のご意見をいただきながら、進めていくこととしています。

今後、「各種懇談会」や広く市民の皆さんのご意見をいただくための「パブリックコメント」また、条例関係やまちづくりに関する「フォーラム」「シンポジウム」の開催等、多くの機会を捉えながら、一人でも多くの皆さんのご意見を集約し、反映してまいります。(まちづくり協働課)

2) 丸子、真田、武石の各地域自治センターに本庁がもっている「権限と財源」を移譲されたい。

地域内分権を目指す仕組みとして、総合支所機能、地域住民の意見を反映していくための地域協議会、及び住民のまちづくり活動の拠点機能をあわせ持つ地域自治センターを合併により設置し、今後、更に加速する分権社会に対応するため、住民の多様なニーズに応える行政サービスの充実と住民自治の強化を目的として、地域自治センターを核とした地域経営が求められています。

これらを踏まえ、平成20年度から導入した地域予算制度は、地域自治センターの裁量に配慮した予算編成システムであり、「地域のことは地域で考え、そして決めていく」という住民主体のまちづくりを進めていくという視点から大変有効であり、地域協議会の機能の充実とともに、各地域自治センターの役割の強化にも結びつくものであります。

今後も地域予算の成果等を検証しながら、地域内分権を推進してまいります。

(行政改革推進室、行政管理課)

3) 地域自治センターはまちづくり拠点として整備されたい。

まちづくり活動拠点は、各地域自治センターの地域内分権を推進する機能の一つとして位置付けがされており、平成19年度には、豊殿地域自治センターの改修に伴い設置され利用が開始されております。また、平成21年度には、塩田地域自治センターの複合施設としての建替えに併せて、設置をしていく予定であります。

今後、地域自治センターの改修、建替え、庁舎等の効率的な利活用を検討する中

で、計画的な整備を進めてまいります。(まちづくり協働課)

4) 「地域協議会」の充実強化をはかられたい。

平成 20 年度から新たな制度として導入いたしました「わがまち魅力アップ応援事業」は、地域の皆さんのやる気と地域の特色を生かした協働による地域づくりを応援していくため、自治会や各種団体から申請いただくとともに、この補助申請者の選考に関し意見を求める機関として、各地域協議会を位置づけ、機能の充実を図ったところでもあります。

地域のことは、地域で決めていくという地域内分権を進めていく上でも、今後、さらに機能の充実強化を図ってまいります。(まちづくり協働課)

2 清潔、公正、市民本位の市政について

1) 審議会委員の選出については、公募制を拡大し広範な市民の意見が反映できるよう改善されたい。また、審議会を市内で開催できないような人選はしないようにされたい。

審議会等附属機関の委員の選出にあたっては、「審議会等附属機関の在り方等に関する基本指針」に基づき、庁内で組織する審議会等附属機関委員選考委員会で審査を行い、実施しているところでもあります。指針では原則として公募委員の登用(最低1人以上)、再任の制限(3期6年以内)、兼務の制限(兼職数は2を上限)、女性の登用(40%以上)などを定め、市民の広範な意見を反映できるよう努めているところでもあります。

また、人選にあたり、特に専門分野の委員を選任する場合は、市外在住者をお願いせざるを得ない状況にあります。このような審議会の開催については、傍聴者に配慮するため、市内での会議開催を原則と考えておりますが、委員の日程調整上、やむを得ず市外で会議を開催した審議会もありました。今後の会議開催についても、引き続き、市内での開催に配慮していきたいと考えております。(行政改革推進室)

2) 労働団体からの選出にあたっては「連合系」以外からも選出し、公正、公平にされたい。

各種団体から委員を選出する場合についても、「審議会等附属機関の在り方等に関する基本指針」に基づき、審議会等の設置目的、審議内容等を十分勘案して、公平、公正に選出しているところでもあります。(行政改革推進室)

3) 税金や使用料、利用料、負担金の徴収については納税者の人権をまもり生活再建につながるよう懇切丁寧に対応されたい。

税及び料金等の徴収については、税法その他関係法令に基づき適正に行っています。昨今の世界的な経済状況の悪化に伴って、期限内の納付が困難な方の増加傾向もありますので、生活状況や経済状況などを納付相談のなかで丁寧にお聞きし、その方にとって、法に則った最も良い方法は何かを常に考えて対応してまいります。
(収納管理課)

4) コールセンターの設置・運営にあたっては、個人情報保護と市民が不安に感じ

ることにならないように配慮されたい。

滞納情報等税情報は、個人情報の中でも特に取扱に注意を要するものです。委託業者の選定にあたっては、プライバシーマークを取得していることを応募条件とし、オペレーターには私物の持ち込みを禁じ、システムの閲覧履歴のチェック等を定期的に行い無断閲覧防止をする等、厳に注意を払い業務に取り組み、個人情報の保護に万全を期してまいります。

コールセンターで実施する内容は、「納付についてのご案内」とし「納期限が過ぎていますが、納付の確認ができていません。お忘れではありませんか。」という柔らかいご案内を行います。累積滞納の発生を防ぐため、早期、小額の納め忘れの方にその都度お知らせをするものです。

きめ細やかなご案内により、市民の方々の税等の納付意識も高まっていくものと考えております。(収納管理課)

5) 関係機関と協力し「振り込め詐欺」防止対策を強化されたい。

- 1 振り込め詐欺に関しましては、その手口や、発生状況とともに、
 - 「自分は被害者にならないと考えるのではなく、交通事故と同じように、誰もがその標的になりうる、身近に起きる犯罪である」
 - 「お金を振り込む前に、誰かに相談してもらうことが一番の方策である。」ということ、市民の皆様幅広く知らしめて認識していただくことで、実害(現金被害)を相当数減らせると考えております。

こうしたことから、市といたしましては、広報啓発活動を中心とした被害防止対策に取り組んでおりまして、いままでに

 - 防犯広報紙、啓発チラシの作成と配布
 - 有線放送等による広報
 - 「出前ときめきのまち講座」における講演・指導
 - 10月開催の各地区民生委員会(22地区18回)におけるお願い等を実施してきました。
- 2 また、先般、定額給付金の給付が与党において決定となり、このことが振り込め詐欺、とくに還付金詐欺と呼ばれる詐欺の格好の材料になると思われることから、市の広報紙である「広報うえだ」や各戸配布のチラシによって、集中的に注意を呼びかけております。
- 3 さらに、このところの景気後退を受けて、事業主を狙った融資保証金詐欺の発生が増加傾向にあることから、来年度予算には、振り込め詐欺被害防止等の生活安全啓発広報しており、警察等と連携しながら、あらゆる広報媒体を積極的に利用して、振り込め詐欺の被害防止活動を推進してまいりたいと考えております。

(生活環境課)

3 行財政改革について

- 1) 事務事業の見直しはしっかり検証し、自治体の責任を明確にして住民サービスの低下がおこらないようにするとともに、安易に民間委託をせず行政責任をはたされたい。

事務事業の見直しにあたっては、「第一次上田市行財政改革大綱」及び「民間活力導入指針」に基づき、市が実施すべき事務事業であるか、市が主体となって実施する必要があるか、民間活力を導入することにより効率的・効果的でサービスの向

上を図ることができるかなどの視点から行なっております。

また、民間活力の導入にあたっては、契約書、仕様書等で行政の責任を明確にした上で、サービス水準の維持向上、公平性の確保、個人情報の保護等に関しても検査、評価を実施し、市民満足度の向上に向けて行政の責任を果たしてまいります。
(行政改革推進室)

2) 職員配置は一律削減でなく実業務を精査して、適材適所の配置につとめ希望や提案を尊重されたい。

職員配置につきましては、各部局のヒアリングを実施して、業務量や市が直面する課題等を把握した上で、事務事業の見直しを行い、上田市定員適正化計画の達成への道筋を考えながら、適正な配置となるよう精査しております。また、ヒアリングのほか、職員調書に記載された職員個人の希望や意見、希望昇任及び降任、人事考課結果などを活用して多面的な観点から検討し、適材適所の配置となるよう努めております。(人材開発課、行政管理課)

3) 職員間に差別と分断をもたらすような勤務評定は、おこなわないようにされたい。

上田市では、人材育成計画において、職員一人ひとりが能力を高め成長し、市民との協働により自律的に行動していくことが市役所全体の進化につながり、ひいては、まちづくりを推し進める力になると考え、そのような人材育成を行うシステムの中核として人事考課を位置づけております。

したがって、人事考課の目的は、目指す職員像を示した上で、職員の仕事の成果や能力を公正に評価し、評定結果を本人へフィードバックしていくことを通じ、人材育成及び組織の活性化に役立てることであり、その考え方に沿って、評定結果を昇任、人事異動、昇給等人事管理全般に活用することを考えております。(人材開発課)

4) 共働き職員の一方の退職を管理職昇任の条件としたり、職員の夫婦共働きを理由とした事実上の「退職勧奨」は行わないようにされたい。

職員については、将来にわたって市政経営のために必要な人材と認めてそれぞれ採用したものであり、任用においては、その育成を図りながら、適材適所となるように努めております。(人材開発課)

5) 部・課の設置を見直し、整理統合をはかられたい。

市民に分かりやすく市民満足度の向上が図られる組織、政策目標の実現や政策課題の解決に向け効果的・効率的に対応できる組織とするため、毎年、組織の見直しを行っております。

市では、第一次行財政改革大綱及び集中改革プラン、合併協議の中で示された「職員の187人の削減」の方針を踏まえ、健全な行財政運営のもとで、市民サービスの維持向上を図っていくため、簡素で効率的な行政組織を整備し、最少の経費で最大の効果を得られる組織を目指しております。

今後も、事務事業の見直しを随時行い、限られた財源を有効に活用するため、財源状況を見極めながら、行政経営の視点で「あれもこれも」から「あれかこれか」へと意識の転換を図り、事業の選択と集中及び効率化を推進するとともに、「上田市民間活力導入指針」により、民間に委ねることが効率的かつ効果的な事務事業につ

いては民間活力の導入を積極的に進め、組織のスリム化を図ってまいります。
(行政管理課)

6) 指定管理者制度の運用にあたっては、選考基準や手続きの明確化をはかられたい。

指定管理者制度の運用において、指定管理者の選定については、「公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」や「公の施設に係る指定管理者制度導入の基本的な考え方」に基づき、施設ごとに制度導入の必要性や効果を検討した上で、候補者の選定手続きを行い、議会での議決により指定管理者を決定しております。選考基準や手続きについては、条例や基本的な考え方で基本方針を定めるとともに、施設ごとに定める候補者募集要項等で示しておりますが、今後も選定手続の透明性を確保するため、選考基準等の明確化と情報提供に努めてまいります。

(行政改革推進室)

4 資源循環型社会について

1) 上田地域広域連合が施設建設候補地に選定した、「東山運動公園隣接山林」については、選定経過が不透明であり、合理性に欠けています。また、地元合意の見通しが無い以上、白紙撤回を上田地域広域連合に提案されたい。

建設候補地については、あくまでも広域連合の候補地選定委員会から提言されて、正副連合長会において決定された「東山地区自然運動公園隣接山林」と考えております。市といたしましても、従来から選定委員会の提言を尊重してまいりましたので、広域連合に対して白紙撤回を提案することは考えておりません。

(政策企画課、廃棄物対策課)

2) 資源循環型施設建設計画は、住民合意はもちろんのこと市民的議論の中でおこなうようにされたい。

資源循環型施設建設につきましては、広域連合内の全ての住民が真剣に考えるべき重要な課題(事業)であります。市といたしましても、引き続き広域連合と連携して、多くの住民の皆様に御理解、御協力が得られるようお願いしながら進めていきたいと考えております。(政策企画課、廃棄物対策課)

3) ごみの減量化、資源化については、具体的目標をもってすすめられたい。

可燃ごみの減量化については、上田地域広域連合では、平成12年度の可燃ごみ排出量(50,330トン)を基準とし、平成22年度までに約20パーセントを削減し、40,264トンにすることを目標として取り組んでおります。

上田市としても、資源循環型施設建設を視野に入れ、平成21年度には、上田地域広域連合と歩調を合わせる中で、新たな減量目標を策定したいと考えております。

また、資源物につきましては、「資源になるものは、全て資源物回収で回収する」を取り組みの柱に位置付け、自治会等の御理解、御協力をいただきながら、資源化率の向上に取り組んでまいります。(廃棄物対策課)

4) 可燃ごみの4割を占める生ごみの堆肥化施設を市の責任で建設されたい。

可燃ごみの減量を更に進めるため、「生ごみの堆肥化」を重点課題と位置付け、ごみ減量化機器等購入に対する補助や「家庭でできる生ごみ堆肥化の手引き」の全

戸配布、生ごみ堆肥化处理モデル事業の実施など、幾つかの取り組みを行ってきております。

今後は、民間処理施設での実証実験についても、行政が主体的にかかわっていくとともに、ごみ減量という大変、重要な事業でありますので、モデル事業の検証結果等を踏まえる中で、施設建設についても積極的に取り組んでまいります。

(廃棄物対策課)

5) 現在のクリーンセンターの延命化をはかっていただきたい。

上田地域広域連合管内のクリーンセンターでは、施設の適正な維持管理と焼却炉の延命化を図るため、計画的な施設内修繕や機械設備のメンテナンスを実施してきていると聞いております。

上田市としても、焼却炉の延命化を図るためにも、引き続き、ごみの減量、再資源化に取り組んでまいります。(廃棄物対策課)

6) 最終処分場については、早急な建設と構成市町村において役割分担を検討していただきたい。

昨年12月10日の広域連合正副連合長会において、上田市からこれまでの取組経過を報告するとともに、いくつかの課題について、研究・検討を進めていただくよう提案をいたしました。その中のひとつとして、資源循環型施設整備事業と並行して、次期最終処分場設置の検討をお願いしたところです。

したがって、正式な協議がなされる前段階ですが、最終処分場につきまして、構成市町村で役割分担をしながら設置することも検討課題のひとつであると考えております。(政策企画課、廃棄物対策課)

5 産業廃棄物対策について

1) 新規の処理施設の申請にあたっては、上田市の行政指導として地元合意を確認するなど慎重に対処されたい。

処理施設の申請は、県が所管しており、これに関わる条例として、平成21年3月に新しく「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」が施行されます。これに伴って、従来の行政指導による「地元同意書制度」は廃止され、環境保全協定締結の努力義務や許可申請前の事前計画協議が制度化されました。事前計画協議において、計画に対する疑問や要望等について地元が意見を述べ、それに対して事業計画者が見解を示す形で手続きが進められます。市としましては、自治会等地元の皆さんとも情報を共有しながら、良好な環境を保全していく立場で対応をしております。

(生活環境課)

2) 事業所の有害汚染物質の土壌・水質汚染について、調査結果の自主的な情報公開を行うよう指導されたい。

有害物質を扱っている事業所については県が所管しておりますので、県と連携をとりながら、市でも管理の徹底と、周辺住民への情報公開等安心して暮らせる地域づくりへの協力をお願いしてまいります。(生活環境課)

3) 不法投棄防止体制の充実強化をはかられたい。

不法投棄防止対策としては、環境美化監視員によるパトロールの実施や、県と連携しながらパトロール、現地調査等を実施してまいります。また、自治会等と協働してごみ回収や不法投棄されにくい環境づくりを進めてまいります。(生活環境課)

6 同和対策事業の終結について

1) これまでの成果を検証し到達点を市民の明らかにすることにより「同和対策事業終結宣言」を行い、上田市解放会館条例など地域改善対策関連条例を廃止されたい。

同和対策について、国は特別対策事業がおおむねその目的を達成できる状況となったので法を終結させ、残された課題の解決のため、一般対策に工夫を加えつつ対応することとしました。また、長野県部落解放審議会答申でも国と同様な方針を示し、上田市も、国・県と同様な基本姿勢に立って施策を推進しています。

旧上田市では、同和行政・同和教育の総括として「上田市同和対策のあゆみ」を平成15年3月に刊行することにより、成果を検証して市民に明らかにしました。

しかしながら、今日でも依然として差別事象が発生していますので、「同和対策事業終結宣言」を行える状況には至っていないものと考えています。

また、上田市の解放会館については、国の法律の隣保館運営要綱に基づき設置されており、人権施策を推進するための拠点であります。設置の目的として平成9年より「同和問題の解決」から「人権・同和問題の解決」となり、さらに平成14年より一般対策に移行し「人権課題の解決」となり、社会福祉施設として地域住民の生活の改善や健康の増進に寄与していますので、その廃止についての検討はしておりません。

同和行政につきましては、これまでも審議会の場合などで、施策・事業の現状について報告し、見直し等について御審議いただいて実施してまいりましたが、今後も適切な施策と事業の推進に努めてまいります。(人権男女共同参画課)

2) 運動団体に対する補助金は、その役割を終えており市民合意が得られないものであり廃止されたい。

部落解放の運動団体に対する補助金は、今までも減額等の見直しを進め、市議会にもその方針と予算額を説明して議決をいただいています。

また、人権啓発や人権侵害などに際しては、行政の協調団体として連携を図っていますので、運動団体に対する支援は必要なものと考えております。

ただし、補助金の執行や今後のあり方については引き続き見直しを行い、市民合意が得られるよう、より適切なものとなるよう努めてまいります。

(人権男女共同参画課)

3) 同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計の滞納が多額となっているが、法的措置をとることも視野に入れた抜本策を講じられたい。

市では現在、租税公課から同和地区住宅新築資金等貸付金をはじめとする私債権を含めた市の持っている債権全般について、全庁を通じた統一的な管理を進めるべく検討をしております。

この検討では、督促からはじまり強制徴収、債権の放棄に至るまでを定めることとしていますが、同和地区住宅新築資金等貸付金の滞納についても同様の管理をし

てまいる予定です。(収納管理課)

7 男女共同参画社会の推進について

- 1) 「上田市男女共同参画推進条例」、「男女共同参画推進計画」を実効性のあるものにして、人権尊重を重視する施策を推進されたい。さらに各自治センターに会議室など設けていただきたい。

「上田市男女共同参画推進条例」「上田市男女共同参画計画」に関して、その推進状況の点検と評価を行いながら、実効性のある人権施策を重視する施策を推進してまいります。

さらに、各地域自治センター区域内への会議室などの整備については、各地域の状況を勘案して引き続き検討してまいります。(人権男女共同参画課)

- 2) 女性の社会参加と、安心して働き続けられる環境づくりを、すすめていただきたい。女性のための「困りごと相談室」(仮称)を設けていただきたい。

女性の社会参加のため、市民プラザ・ゆうでは、ハローワークや21世紀職業財団と連携し、「女性の働き方講座」、「仕事の探し方講座」などを開催し、社会参加に向かうための支援事業を実施しています。

女性のための相談については、市民プラザ・ゆうで定期的を実施しています。今後も、市民の様々なニーズに対応し、関係機関との連携を強化しながら女性相談を充実してまいります。(人権男女共同参画課)

- 3) 自治会(区)等の役員に女性を登用するよう働きかけていただきたい。

自治会(区)等の役員へ女性の登用については、地域活動における方針決定の場への女性の参画促進という点で重要であり、男女共同参画社会づくりの推進施策の一つとして位置づけています。

そのため、自治会連合会総会などの機会をとらえて、女性の登用についての働きかけを引き続き行ってまいります。(人権男女共同参画課)

8 介護保険・高齢者対策について

- 1) 基盤整備計画を見直し、特別養護老人ホームの入所待機者の解消をはかっていただきたい。なお、特別養護老人ホームやグループホーム、生活支援ハウス、宅幼老所を地域に計画的に整備するための財政的支援を国に要請されたい。

この平成21年3月に、第4期上田市高齢者福祉総合計画(計画期間:平成21年度~23年度)を策定する予定で、現在、特別養護老人ホームも含め、介護保険施設サービスの基盤整備について見直しているところです。

特別養護老人ホームへの入所希望者は多く、施設整備の要望が高いことを認識しているところですが、居宅サービスに比べ介護保険給付の負担が大きく、介護保険料への影響もあり、負担と給付のバランスを考慮した適切な整備が必要になります。

地域密着型サービスや介護付有料老人ホーム等他の居住系サービスとも組み合わせ、入所待機者の解消が図られるような適切なサービス提供に取り組んでまいります。

財政的支援については、必要な施設が確実に整備できるよう、機会をとらえて国

へ要請してまいります。(高齢者介護課)

2) 在宅で安心して暮らせるために、高齢者・家族の緊急事態に対応できるように、ショートステイのベッドを確保されたい。

ショートステイ利用は一日平均 130 件以上と利用ニーズが高いサービスであり、御指摘のとおり、緊急時に空きがないとの声も聞かれます。

ショートステイの緊急利用については、現在、市内及び近隣市町村の特別養護老人ホームへ呼びかけ、緊急的な利用ニーズに対応した体制を確保していくために、緊急短期入所ネットワークの構築について研究検討してもらっています。

また、上田市では小規模多機能型居宅介護施設の整備を進めており、このサービスでは短期宿泊が利用できますので、順次整備し、利用促進を図りたいと考えています。(高齢者介護課)

3) 徘徊などにより夜の介護が困難な認知症高齢者をあずかる、ナイトステイ（夜間入所）を増設されたい。なお、現在実施している事業所を周知するとともに、今後行う事業者への財政的支援をされたい。

小規模多機能型居宅介護施設では認知症高齢者も対象に短期宿泊を含めた介護サービスを実施しています。また、開業後 3 年を経過したグループホームでは空室を利用した緊急入所が実施可能です。第 4 期計画ではこうした施設の基盤整備について国の交付金制度を活用し推進してまいります。

また、市内の宅老所では認知症高齢者の緊急時宿泊を実施しているところがありますので御利用いただきたいと考えます。実施事業所については機会を通じて周知してまいります。(高齢者介護課)

4) 居宅介護世帯の軽減をはかるため、認知症専門のデイサービスセンターを増設されたい。

第 3 期高齢者福祉総合計画期間中（平成 18 年度～20 年度）に 2 事業所が開所しました。今後の認知症高齢者の増加を見込み、第 4 期においても引き続き基盤整備を推進してまいります。

また、開業後 3 年を経過したグループホームは、居間等を利用した共用型認知症デイサービスが開設できることから、事業者の意向を聞きながら整備を推進してまいります。(高齢者介護課)

5) ねたきり老人等の介護慰労金の増額をはかられたい。

高齢者は年々増加傾向にあり、介護慰労金の需給対象者も増加しております。また、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らしたいという要援護者のニーズに応えるためのサービスの充実を図ることも重要であり、慰労金の増額については難しい状況と考えます。

県内 19 市の状況を見ましても、廃止した市が 2 市、見直しを進めている市が 4 市あります。(高齢者介護課)

6) 介護保険制度の見直しにあわせ、保険料の減額免除と利用料の軽減充実をはかっていただきたい。

現在、低所得者対策として、次のような減額・減免制度があり、本人の状況に応

じて実施しています。(高齢者介護課)

① 介護保険料の減額・減免について

災害等により住宅等の財産に著しい損害を受けた場合、その災害の損害割合について減額しています。

また、低所得者で、一定の条件を満たしたかたに対し減額をしています。

② 利用料の軽減について

介護サービスを利用するにあたり、住民税非課税世帯のかたで、一定の条件を満たしたかたに対し、自己負担の一部を補助しています。

また、第4期計画を策定する中で介護保険料の見直しを行っており、所得段階については、従来の7段階から9段階へと段階を増やし、第2段階の料率を見直す等、より所得に応じた体系にするとともに、低所得者の負担軽減を盛り込んだ仕組みとなるように検討しています。

今後も機会を通じて、介護保険料の減額、免除及び利用料軽減について周知を実施し、低所得者の負担軽減については積極的に推進してまいります。

(高齢者介護課)

7) 介護認定は、医師の意見書や家族の意見も十分ふまえて行っていただきたい。

介護認定は、公平性・中立性・客観性を確保するために、全国一律の判定基準に従い、①認定調査員による調査②医師の意見書の2点を用いて行われます。

調査は選択式の「基本調査」と選択肢だけでは把握できない具体的な介助の状況等について記載する「特記事項」があります。

調査項目や調査上の判断基準は、全国共通に定められ、身体能力、認知能力、日ごろの生活の状況等に関する82項目で構成されており、調査の際は、本人はもとより、御家族等から日ごろの状況を伺い正確な調査できるよう努めています。

1次判定は、コンピューターにより「基本調査」を中心に判定されます。

そして介護認定がよりその人の状態を反映されることを目的として、保健・医療・福祉に関する学識経験のある委員から構成される介護認定審査会で、一次判定の結果・医師の意見書・調査員の特記事項とともに個別に審査判定が行われます。

窓口等では、認定調査時やかかりつけ医受診時に、ご家族から見た日々の様子を十分にお伝えいただけるようにご案内しています。(高齢者介護課)

8) 介護従事者の待遇改善を図ること。加えて、従業者の離職、人手不足等を解消するため、市としても状況を把握し、国への働きかけを行っていただきたい。

平成19年度に介護関係職員の離職について、市内の38法人に対し市独自の調査を実施しました。31法人から回答を得、結果は、離職率が19.7%と、県(18.1%)、全国平均(21.6%)の中間の値でした。

介護従事者の待遇や勤務内容が厳しいことは充分認識しているところであり、今後、関係者からの相談があった場合には積極的に応じるとともに、機会を通じて、国、県へ実情を伝え、待遇改善等について要求してまいります。(高齢者介護課)

9 障がい者（児）対策について

1) 精神障がい者対策の充実を図ると共に、障がい者施設を計画的に整備し、作業所

と仕事の確保に力をいれていただきたい。

平成 18 年に施行された障害者自立支援法により、これまで障害ごと異なっていた障害福祉サービスが一元化され、精神障害者に対するサービスの充実が図られてきました。今後も、相談支援の充実を図り、障害の状況に応じたサービスの提供に努めてまいります。

障害者施設については、福祉的就労の場である地域活動支援センターへの運営補助や精神障害者の地域への移行先であるグループホーム整備に対する市補助など引き続き支援してまいります。(福祉課)

2) 障がい者の働く場の確保をはかるため、市内企業実態調査を行い、積極的に雇用をすすめるよう指導強化をはかられたい。

障害者の雇用状況については、公共職業安定所や障害者総合支援センターなど関係機関と連携し、実態の把握に努めております。

管内企業での障害者の雇用は徐々に進んできてはおりますが、法定雇用率には達しておらず、障害者就労支援ネットワークなど関係機関の連携を強化し、いっそうの就業支援を進めてまいります。(福祉課)

3) 身体障がい者の利用できるスポーツ施設については、利用しやすいようにし、現在ある施設については改善をはかられたい。

スポーツ施設のバリアフリーの重要性については充分認識をしております。障害を持った皆様にも利用いただける施設として、平成 13 年度に自然運動公園へアーチェリー場を整備、平成 17 年 4 月には市民の森馬術場を整備し、ホースセラピー等を通じ、障害を持った皆様にも御利用いただいております。また平成 19 年度には市民の森公園の駐車場に身障者用トイレを整備してまいりました。

今後、既存の体育施設についても、障害者に利用しやすい施設となるよう、不備があれば整備を進めてまいります。(体育課)

4) 「障がい者のまちづくり要綱」を策定し、障がい者（児）が安心して生活できる街にするため、歩道の整備、視覚障がい者用信号機、点字ブロック等を増設し、また公共交通の利用について安全と利用しやすい対策を講じていただきたい。

障害者が安心して住めるまちづくりについては、昨年策定された上田市障害者基本計画の主要な項目に位置付けられております。この計画を指針とし担当課と連携し、歩行環境の改善や移動支援対策の充実などに積極的に取り組んでまいります。

(福祉課)

5) 各種重度障がい者施設は授産所施設を併設するなど拡充すると共に、通園バスを充実されたい。

障害者施設については、障害者自立支援法の規定に基づき、平成 23 年度末までに、新しいサービス体系へ移行することになり、移行体系は設置法人の判断となりますが、市としても福祉的就労の場の確保のために随時支援してまいります。

通園バスについては、従前からの通所費補助制度による利用者負担の軽減に加え、昨年から自立支援対策特別対策事業の「通所サービス利用促進事業」により、バス運行経費に対し補助を行っております。(福祉課)

6) 児童館・児童センター、放課後児童クラブへの障がい児の受入れの対象施設を拡大し、充実をはかられたい。

障害の程度等により、受入れが困難な場合もありますが、基本的にどの施設においても、福祉施策の活用や保護者の協力もいただきながら、可能な限り受入れるよう努めております。

19年度から、NPO法人委託による障害児の受入れ拠点事業を、清明こども館に加え、中塩田こども館で開始し、受入れ体制の充実を図ったところであります。

最近では、発達障害児またはその疑いのある児童の利用希望が増えている状況があり、引き続き、受入れ体制の充実を検討してまいります。(学校教育課)

7) 重度障がい者の介護者の負担軽減と介護者慰労金を増額されたい。

介護者の負担を軽減するために、ホームヘルプや短期入所等の福祉サービスを効果的に利用できるよう、相談支援を進めます。

介護慰労金につきましては、現行水準を維持できるよう努めてまいります。
(福祉課)

10 保健予防、医療対策について

1) 特定検診など、保健予防活動を一層強化するため、保健師の増員と適正配置をされたい。

医療制度改革に伴い、平成20年度から保険者に対し、40歳～74歳を対象に特定健診・特定保健指導が義務付けられました。そこで健診後の事後指導につきましては、受診者全員に実施するよう努めております。すべてを正規の保健師が対応することは困難なため、臨時職員を雇用や外部へ委託して対応しております。

しかしながら、保健予防活動は、フォローアップ対策と同時にポピュレーション対策が重要になっており、これらの対策は正規保健師が行う必要があると考え、地域自治センター間の業務の均一化等を図り、限られた保健師の中で適正な配置を行い、より効率的・効果的な保健予防活動ができますように努めてまいります。

(健康推進課)

2) 市外に通院している人も多い人工透析患者に対する負担の軽減を図るため、通院補助を増額されたい。

補助増額は困難ですが、今後も現行水準を維持できるよう努めてまいります。なお、平成18年度から、身障手帳1級所持者から人工透析を受ける者に対象範囲の拡大を図っております。(福祉課)

3) 生活習慣病の早期発見、早期治療を行うためにも、人間ドッグへの補助金の増額をはかられたい。

人間ドッグは、生活習慣病の早期発見、早期治療のため実施している総合健康診断です。医療費が年々増大し国保事業の運営が厳しい状況の中、平成20年度からはメタボリックシンドローム該当者及び、予備群の抽出と早期支援のための、特定健診・特定保健指導が保険者に義務付けられました。そのため、それらの経費について支出することになり、補助金の増額は困難な状況です。また、被用者保険加入者につきましては、特定健診の実施主体が保険者になることから、特定健診以外の

がん検診分につきまして、引き続き補助をしております。(健康推進課)

4) 新型インフルエンザに備える体制を整備されたい。

新型インフルエンザの発生が危惧されていることから、市では、昨年10月に「上田市新型インフルエンザ対策行動計画」を作成し、マスク等の備蓄をはじめ、要援護者支援等の対策を各部局において検討しております。

今後、県や広域連合等関係機関とも連携を図りながら、市民に対する啓発や予防の周知を図ってまいります。(健康推進課)

5) 後期高齢者医療制度の保険料の減額免除を行っていただきたい。

長野県後期高齢者医療広域連合では、規定に基づいて災害等により財産の損害を受けた場合や著しい収入が減少した場合等で必要があると認める者に対して保険料の減免を行っています。減免申請については広域連合と連絡を密にし、相談に応じています。(国保年金課)

6) 福祉医療制度を、償還払い制度から窓口での負担をなくすよう県に働きかけをしていただきたい。

福祉医療費給付金制度については、長野県と県内全市町村の共同設置の「福祉医療制度のあり方検討委員会」において、総合的・抜本的な見直しについて検討がされております。

現行の償還払い制度については、委員会において、住民にとって使いやすい制度であることを基本に、社会経済情勢を見据え、将来にわたり持続可能な制度として発展するよう県民、医療機関、保険者、市町村それぞれからの意見交換を行う中で提言され、現在、県下すべての市町村において導入されているものであることを御理解いただきますようお願い申し上げます。

また、福祉医療制度は、社会全体でともに支えあうという制度であることを十分に踏まえ、上田市としても今後、必要な意見があれば述べてまいりたいと考えております。(福祉課)

11 国民健康保険事業について

1) 国民健康保険事業は、国民皆保険制度を支える社会保障の一環であるとの認識にたつて、国民健康保険税が高すぎて払えない人への相談活動を十分に行い、被保険者証が手元に届かないことのないようにされたい。

国民健康保険税の納付については、事情があつて納付期限内に納付できない等の納税者に対し、随時納税相談に応じています。

被保険者証の交付については、滞納のあるなしによって有効期限の長短はあるものの、平成20年10月更新時におきましても、引き続きすべての被保険者に郵送により交付しています。(国保年金課)

2) 厳しい経済状況の下で、低所得者対策について、保険税の猶予・減額免除措置を積極的に講じていただきたい。

国民健康保険税の減額又は免除については、条例及び要綱に基づいて実施しています。今後も各世帯の生計等の状況に応じて対応してまいります。(国保年金課)

3) 高すぎる国民健康保険税をこれ以上引き上げないように、必要に応じて一般会計からの政策的繰り入れを行っていただきたい。

国民健康保険税は、法令等に定めのある繰入金を除いた保険給付費用について、加入者で按分することになっておりますので、合併時のような急激な税率の引き上げにならない限りは一般会計からの繰り入れは難しいと考えます。国保を取り巻く財政状況等を見極めながら、必要性が生じた時の対応も重要と考えています。

(国保年金課)

12 低所得者対策について

1) 生活保護の相談については、親身になって相談にのり、各課の連携を密にして各種の対応ができる施策を講じるようにしていただきたい。なお、調査承諾書については人権侵害にならないよう十分配慮されたい。

生活保護の相談については、専門の面接相談員を含めた生活支援係職員が対応しています。相談にあたっては、各課や社会保険庁などと連携を密にして対応するように努めており、今後も連携体制の充実を図っていきます。保護の決定に当たっては、本人の同意(調査承諾書)によって必要な調査を行っており、人権侵害にあたらぬように配慮しています。(福祉課)

2) 生活保護の「決定」ができるまでの間の緊急対応が適切に出来るようにしていただきたい。

生活保護の申請を受け付けてから「決定」までには調査等が必要で、原則として、申請日から14日以内に要否判定を行っております。なお、決定までの間、生活が困窮している世帯については、社会福祉協議会の貸付金により、生活維持ができるように対応しております。(福祉課)

3) 市民相談とは別に多重債務者救済に対応するための専門窓口を設置していただきたい。

市民相談窓口では、年間を通じて専任の職員が相談に応じています。昨年度、市民相談窓口寄せられた相談件数は、856件あり、そのうち多重債務等に関するものは93件、全体の10.8%を占めております。

相談窓口における対応としては、「多重債務問題改善プログラム」にありますように、多重債務に陥った事情を丁寧に聴取し、債務整理が必要と判断した場合は、相談カードを記入し、その場で、弁護士・司法書士等の専門機関へ電話をし、相談者が予約をするところまでフォローしております。(20年4月から12月相談件数70件。うち専門機関へのあっせん38件)

また、昨年2月に「多重債務問題相談窓口支援会議」を開催し、市役所関係部署と連携を図りながら、多重債務問題を抱える市民を把握し、弁護士、司法書士等に紹介することにより債務整理に導き、多重債務状態を解消し、生活再建を進め、市民の安全・安心を確保することを目的とした、多重債務者の支援体制をとっていくこととしました。これにより、他の窓口、例えば納税相談、生活保護窓口などで多重債務者を発見した場合、相談窓口へ誘導するなどの連携体制は取れてきているものと考えております。(20年4月から12月他の部署からの紹介5件)

現在は市民相談の中で、多重債務を含めた相談を専任職員ひとりで行っています

が、今後の相談内容、件数などの状況を踏まえ、専門窓口設置について研究してまいりたいと考えております。(生活環境課)

4) 市営住宅使用料の減免適用の拡大をはかられたい。

市営住宅は、低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的としており、家賃は、毎年入居世帯の所得額等に応じて決定しています。さらに、公営住宅法及び上田市営住宅等に関する条例の規定により、収入が著しく低額など特別の事由がある場合は減免が可能となっていますので、引き続き現行制度により実施してまいります。(住宅課)

13 商工、観光、まちづくり対策について

1) 地域経済の発展こそ上田市の発展の基礎と位置づけ、その担い手が地元の中小商工業者であります。そのための必要施策の系統的で根本的な探求と施策のための、専門機関の設置、調査、研究、提言、勧告など行うことを定める「中小企業振興条例」(仮称)を制定されたい。

中小商工業者の支援は、地域の経済を活性化するための重要な施策の一つであります。そのため、地域における総合的経済団体である商工会議所・商工会と連携し、融資制度や経営相談による支援の充実を図り、また、農商工連携なども推進していくことで、現在の条例を最大限に活用して、今後とも中小企業の支援を行ってまいります。(商工課)

2) 大規模小売店の出店と撤退、増床から地元、商店、商店街をまもるための一定の規制と振興をはかることができる「まちづくり条例」(仮称)を制定されたい。

少子高齢化の進展や生活スタイルの変化、それらを受けてのいわゆる「まちづくり三法」の改正など商工業を取り巻く環境が大きく変化する中で、大型店に限らず市全体の商業振興について、より総合的にまちづくりの視点からの議論が求められています。このような状況を踏まえ、総合計画や、今後策定される都市計画マスタープラン、中心市街地活性化基本計画との整合を図りながら、新市全体のバランスの取れた商業の振興に努めてまいります。(商工課)

3) 地域の中小建設業者の経営支援と、地域経済振興の一環として、市民が地元の業者に依頼して住宅の耐震補強・リフォームを行ったとき、資金の一部を助成する事業をされたい。

建設業に限らず、あらゆる産業において、事業者が生み出した商品やサービスが、その地域内で消費または利用されるように促進していくことは、産業の振興を図る上で重要な取り組みです。

農業、商工業、観光などの従来の産業の枠に捉われることなく、産業間の壁を越えた異業種の連携を推進することで、地域内循環を促す仕組みをつくり、地域経済の活性化を図ってまいります。(商工課)

4) 伝統工芸や地場産業を振興されたい。

伝統的工芸品のPRの場となる姉妹都市等での物産展の他、見本市や展示会などへの出展に際して支援をおこなっており、これからも伝統工芸を含めた地場産業の

振興を図っていきます。(商工課)

5) 上田市独自に事業所訪問など実態調査を充実させ、地域資源の発掘や課題を見だし受注開拓や販路拡大の支援等具体策を講じられたい。

地域経済連絡会議を定期的開催し、市内企業の経営状況などの実態把握を行っております。特に景気の急激な変動による経済環境を細かく把握するため、市、商工団体等の協力を得て、面接による緊急実態調査をこの年末年始に行いました。

この他にも、定期的に事業所を訪問して、企業からの相談に応じるほか、企業の経営状況及び要望等の把握も行っています。あわせて、融資制度や助成制度の周知も行っています。これら融資制度や助成制度の積極的な活用や農商工連携を推進することで、新たな地域資源の発掘や企業の販路拡大等を支援しております。

(商工課)

6) 新上田市の特性を生かし、文化、自然、産業など有機的に結びつけた観光行政について

①菅平高原、美ヶ原、温泉、寺社など魅力が広がった地域資源を生かした観光をすすめられたい。

上田市の観光振興に関する指針として「信州上田観光ビジョン」を策定いたしました。観光ビジョンにおいては、観光戦略としての基本コンセプトを「都会人の第2のふるさと(理想の田舎)を目指す」と定め、上田市の持つ特色ある観光資源を活かした観光施策の展開を図ることとしております。

観光振興の主役である市民の皆さんと協働しながら、観光振興に努めてまいります。(観光課)

②根子岳に計画されている大型風力発電計画は、観光資源としての豊かな自然と景観を壊すものであり、上田市として反対していただきたい。

未だ事業者から事業計画(建設位置、建設基数等)の詳細が示されていない状況にあります。須坂市地籍での事業計画であり、同市は「事業見通しが不透明であり、事業同意の判断はつきかねる。今後の相手の出方で判断したい」との見解です。引き続き、関係行政機関や菅平自治会と連絡を密にして対処してまいります。

(生活環境課、真田市民生活課)

③真田氏関連の史跡、文化財を生かした観光地としてのトイレなど整備をすすめられたい。

真田氏は地域が誇る戦国武将であり、旧上田市、旧真田町においても関連史跡や文化財について、これを貴重な観光資源として活用を図ってきております。

2007年のNHK大河ドラマ「風林火山」の放映や、戦国時代を巧みに生きた真田一族の精神が多くの人々の共感を生んだことから、武将真田氏の人気が高まりを見せており、上田城、真田氏発祥の地である旧真田町が注目され、訪れる観光客も増加しております。

こうしたことから、真田氏の菩提寺である長谷寺と砥石米山城登山口入り口に新たに観光トイレを設置してまいりました。今後とも、観光地としてお客様に訪れていただき、上田市のファンとなっていただけるよう必要な施設整備を進めてまいります。(観光課)

- ④ 城下町上田の特徴を生かし地元商店街の活性化をはかるため、旧町名の復活、景観の整備保全を計画的にすすめられたい。また、上田城跡公園の整備、駐車場の確保などをすすめられたい。

観光面では上田城跡公園を核とした誘客イベントを開催し、各イベントにおいては上田城跡公園と観光会館及び池波正太郎真田太平記館が連携したイベントの企画を行うとともに、地域住民や商店街と協力して、中心市街地への観光客の回遊が図れるよう努めてまいります。(観光課)

住居表示による歴史的地名の保存に向けた取り組みについては、協働のまちづくりの視点から、その必要性・効果等について、対象地域住民の皆さんの意向を尊重して取り組むことを基本に考えています。そのため、地域組織の核である自治会が中心となり議論を進め方向性を取りまとめていただき、市としてはその要望を受けたいうで変更に向けた手続を進めていくこととしています。

また、対象範囲については、今回の見直しのきっかけともなった「歴史的地名と住居表示に関する研究会」の皆さんの提言を参考に、城下町の原点である「海野町」「原町」を第一次に実施する方法をとりたいと考えています。

自治会役員の皆さんには、以上のような市の考え方をお伝えしてあり、地域で検討をしていただいているところです。

今後、市では、自治会の皆さんの意向を受け、検討会等の際に参加し、情報提供や意見交換を行っていく予定です。(まちづくり協働課)

上田城跡の整備については、平成2年度に策定した「史跡上田城跡整備基本計画」に基づいて、『①上田市の歴史を継承する、史実に沿ったシンボルとしての整備、②上田市民の憩いの場、ゆとりの場としての整備、上田市の名所としての整備』の3点の基本目標を踏まえ、史実に忠実な上田城の復元を目指して、進めております。

上田城跡は国の史跡として指定されておりますので、文化庁や長野県とも協議を行いながら、計画的に整備を進めてまいります。(文化振興課)

上田城跡公園の大部分は国の史跡指定地でありますので、教育委員会が進めていきます上田城跡の整備と整合をとりながら、バリアフリー化を考慮した公園の整備と駐車場の確保を研究してまいります。(公園緑地課)

- 7) 「上田市中心市街地活性化基本計画」を早急に策定し、採択に向けた取り組みを促進されたい。

中心市街地活性化基本計画については策定作業が中断しておりましたが、平成20年度に再開し、策定作業を進めております。

策定する計画に対する認定につきましては、中心市街地の活性化のために行われる事業に対して、認定を受けることによって初めて活用できる支援制度の有無やその内容などを関係機関とも協議をし、慎重に見極めながら目指してまいりたいと考えております。(商工課)

8) うるおいのあるまちづくりをめざし、市街地の緑化や親水事業、里山や河岸段丘の緑地帯を保全し、市民が身近に活用できるように整備されたい。

花と緑のまちづくりについては、地域自治センターごとに花苗配布を行い、特色ある花づくりを継続的に進めております。また、平成 19 年度から「上田市花と緑のまちづくりコンクール」を毎年開催し、このコンクールに多くの皆さんの参加をいただきながら、美しくうるおいのある快適なまちづくりを目指してまいります。

8 年目を迎えた花の種銀行は会員数も 680 人余と花いっぱい運動の広がりを見せており、今後も、よりいっそうの充実を図ってまいります。

市街地を中心とした緑化は、他部局と連携しながら事業推進を図り、うるおいのあるまちづくりをめざします。

染屋台河岸段丘の斜面樹林等や里山の緑など保全を必要とする緑地については、保全制度を検討するとともに、活用については市民が親しみながら、緑とふれあえるよう散策道等の整備促進を図ってまいります。(公園緑地課)

14 雇用対策について

1) 資格取得など就業支援を推進されたい。

上小高等職業訓練校の運営を支援することにより、勤労者が資格取得し、また高い技術を習得し、さらに職場で力を発揮できるよう、応援しております。また、中小企業大学の研修の参加者、及び商工会議所の通信教育によるビジネススクール事業に対して補助を実施し、勤労者のスキルアップを支援しております。

市の独自事業といたしまして、再就職を希望する皆さんに対して、就職に役立つパソコンセミナー等を開催し、技術を身につけることによる就業支援をしています。(商工課)

2) 労政課を創設して体制の強化を図り、労働者の保護行政が十分行われるよう充実されたい。

勤労者の支援のために国、県と連携していく必要があることから、昨年 12 月に東信労政事務所、上田公共職業安定所等による「地域雇用連絡会議」を立ち上げております。「地域経済連絡会議」とも連絡をとりながら、労働者のための支援の充実を図ってまいります。また、商工課全体として、柔軟な体制を整え、労働、雇用対策事業推進の充実を図ってまいります。

特に若者就業支援については、平成 20 年度から厚生労働省の委託を受けた「サポートステーション・シナノ」が開設されており、市との連携協働により、若者の就業のサポートにあたっております。(商工課)

3) 工場や事業所の誘致の促進をはかるとともに、市が行っている助成措置は正規雇用の拡大につながるようにされたい。

産業振興、雇用拡大の面から工場や事業所の誘致を促進してまいります。

また、市の助成制度には、新規雇用促進の要件が盛り込まれており、今後とも企業訪問の機会等も合わせて正規雇用の拡大を要請してまいります。(商工課)

4) 市独自に労働事件等に関わり、指導、調整、斡旋等を実施する体制を整備されたい。

関係機関の連絡会議である「地域雇用連絡会議」の連携により、相談者にとっての適切な相談、あっせん、指導につながるよう、労働事件に対応してまいります。(商工課)

5) 勤労者福祉センターに女性用の障害者トイレの設置をお願いしたい。

平成 20 年度に1階女子トイレに洋式トイレを設置しました。施設全体のトイレ改修につきましては年次計画により順次進めてまいります。障害者用トイレについては建物の構造上、困難な状況にありますが、さらに検討をしてまいります。(商工課)

6) 国に対して雇用促進住宅からの追い出し、廃止方針を見直すよう申し入れる等、対応をはかられたい。

廃止決定になった雇用促進住宅に居住している皆様につきましては、その生活を第一に考え、十分な配慮と説明をするよう雇用・能力開発機構に申し入れ、退去期限については1年間延長されることとなっております。

国では、今般の経済危機による雇用不安に対応し、廃止決定となった雇用促進住宅についても、住居に困っている勤労者の皆さんに対して広く貸し出すことを決定いたしました。市では、新たな視点から非正規雇用の皆さんに柔軟な対応をするよう、窓口である上田公共職業安定所に申し入れております。(商工課)

15 農林業振興対策について

1) 農業は、上田市の基幹産業のひとつです。食料自給率向上目標を持ち、工程表も明らかにして安全、安定供給をはかっていただきたい。

世界的な食料需給のひっ迫が懸念される中で、国は、概ね 10 年後に食料自給率をカロリーベースで 40%から 50%に引き上げる新目標の達成に向け、現行の「食料・農業・農村基本計画」の見直しを行う予定です。

食料自給率の向上や食料の安定供給には生産、流通、消費の各段階での取組を一体的に進める必要があり、一市町村の施策だけでは限界があります。

しかし、米・麦・大豆などの土地利用型農業の推進や地産地消の取組など、地域ごとの活動の積み上げも必要不可欠であることから、市では国の動向に十分注視するとともに県やJAなどと連携しながら第一次上田市総合計画を着実に推進することにより農業の振興を図ってまいります。(農政課)

2) 米対策では、生産者米価の下落が現実となり、したがって管内の全量販売と適切な売り渡し価格の確保にJAとともに努力されたい。

国は、農業者・農業者団体が主役となって米づくりの本来あるべき姿の実現を目指して平成 19 年度から 3 カ年の対策を進めており、市では国の施策との整合を図りながら稲作の振興を図っています。

しかし、食生活の多様化に伴い、全国的に米の消費量は減少傾向にあり、米価も低迷が続いています。

JAでは生産者から集荷した米を全農へ売り渡すほか、単一農協としては県内唯

一地元産米を精米できる搗精工場を有する優位性を生かした独自販売を行っています。

今後ともJ Aや農家とも連携し、特別栽培米など消費者ニーズを反映した作り手の顔の見える米づくり、需要に見合った米づくりに取り組むとともに、米粉など新たな需要にも対応した米消費拡大事業の推進や学校給食における地元産米の使用、地産地消の取組を進めることにより、売り渡し価格の維持、向上に努めてまいります。(農政課)

3) 野菜価格安定基金への増額をはかり、対象品目と契約数量を拡大されたい。

本制度は、野菜の安値に対して生産者に価格差を補填するものであり、国・県・J Aなどの団体が事業資金を負担する仕組みになっています。

市では、J A信州うえだが負担している「きゅうり」の価格安定掛金に対して一定の支援を行っています。

支援対象の品目等の拡大については、J Aの意向を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。(農政課)

4) 退職者も地域農業の担い手と考え、その育成など必要な施策を講じられたい。

高齢化により生産者が減少する中で、農業後継者や担い手の育成は急務となっています。

退職された方が農業に参画いただくことは歓迎すべきことであり、農業生産を拡大させ、遊休荒廃農地の解消を図る手段としても期待されます。

市では退職者も新たな担い手として位置づけており、農業に関心のある方に対して、初心者には県の就農支援策を活用するとともに、市としても新規就農基礎講座を開催しています。また、一定の経験をされた方には市やJ A等で構成する上田市農業支援センターと地域の農業振興に取り組んでいる営農活性化組合等とが連携を図る中で、営農指導や相談等を通じて農業に参画しやすい環境づくりやサポート体制を充実してまいります。(農政課)

5) 果樹・野菜・きのこなどの生産農家の経営安定のための補助と、消費拡大を促す対策を講じられたい。

農業を取り巻く環境は、農家の高齢化と後継者不足、農産物価格の低迷による所得の減少、遊休農地の増加などの構造的な問題に加え、原油価格や飼料価格の高騰に伴う生産コストの上昇や地球的規模での異常気象など一段と厳しい局面にあります。

農業は天候や市場のニーズ等に大きく左右されることから、影響を緩和するため、価格安定制度掛金や農業共済掛金などへの支援を引き続き実施してまいります。

国では昨年10月から国産農産物の需要喚起を図る国民運動である「FOOD ACTION NIPPON (フード・アクション・ニッポン)」を展開しています。消費拡大にあたっては、これらの取組との連携を図り、市場ニーズに見合った農産物づくりへの支援を進めるほか、地産地消推進計画を策定して地域内消費の促進を図るとともに、物産展への参加や都市農村交流の推進等により上田産農産物をPRし消費拡大に努めてまいります。(農政課)

6) 食料の安全確保を図るため、地産地消を積極的にすすめられたい。

食品の偽装表示や事故米の不正使用など食の信頼を揺るがすような事例が相次いで起こり、食の「安全・安心」を求める消費者の意識は更に高まっています。

このような中、JAが主体となり生産者への農薬の安全使用に対する指導や出荷する農産物の生産履歴の管理により、消費者が安心して農産物を購入できるようトレーサビリティの徹底に取り組んできています。

生産者と消費者の顔が見え、消費者に信頼される安全・安心な農産物を農産物直売所から市民や旅館等宿泊施設へ供給する取組や地域の営農活性化組合等の協力を得ながら、学校給食へ地元農産物を供給する取組などを通じて、引き続き地産地消を推進してまいります。(農政課)

7) 農産物の直売・加工施設の整備拡充をはかられたい。

農産物直売・加工施設は、地元で生産された新鮮な農産物や地元農産物を使用した加工品の販売を通して、地元農産物の消費拡大や生産者の農家所得の増加、生産意欲の向上に寄与しています。

このような直売・加工施設の整備拡充については、施設管理者等の意向を聞きながら、必要に応じて検討してまいります。(農政課)

8) 遊休荒廃農地の利活用対策をはかられたい。

農地は食料供給の場であるだけでなく、景観や防災性など多面的な機能を有していますが、厳しい農業情勢を背景に遊休荒廃農地が年々増加しており、その解決は喫緊の課題となっています。

国は、食料自給率の向上に向けて早急に遊休荒廃農地の解消を図る方針であり、解消に向けた取組に対する支援策も打ち出してきました。

市では基盤整備が実施されている等の農業上重要な農地を中心に、抜根や整地など遊休荒廃農地の再活用を図る取組に対して支援しております。また、営農活性化組合やJAの果樹部会等による遊休農地解消のための取組が行われており、こうした活動に対しても支援を行っています。

遊休荒廃農地の解消にあたっては、発生した原因や場所・規模等によって対策が異なりますので、関係者等との話し合いを進め、国・県の補助制度も視野に入れながら、引き続き農業委員会等関係機関と連携を図ってまいります。(農政課)

9) 松くい虫防除対策事業の一つである空中薬剤散布については、健康被害を訴える市民もいることから、空中薬剤散布については、その実効性について再検討されたい。

上田市の松くい虫防除対策事業・空中薬剤散布事業につきましては、「森林病害虫防除法」に基づき「守るべき松林」として位置づけられた区域の内、国で認められた60ヘクタールを重点的に行っております。

散布区域の実効性については、現在のところ決まった調査基準が示されていない中、目視による確認では、散布区域の被害量は極めて少なく、松林の保全効果は明らかに表れていると判断しております。

散布に際しましては、「森林病害虫防除法」を遵守するとともに、国、県の指導を受け、特に安全には十分配慮しながら実施しております。

近年は化学物質化敏症の皆さんから、日常生活に影響を及ぼす等報告を受けて

おり、市では健康被害を訴える皆さんとの話し合いも行ってまいりました。

薬剤による周辺への影響や化学物質化敏症の実態については、その症状や程度も様々であり関連性を裏づける客観的証明は困難であることから、今後の対策につきましては、空中散布に代わる有効な手段がない状況下、市だけで解決できる問題ではなく、散布する関係市町村と連携し、国、県の指導を受けながら更なる安全体制づくりに向けた対策協議をしてまいりたいと考えております。

(森林整備課)

10) 有害鳥獣対策を強められたい。

野生鳥獣による農林業への被害は、耕作放棄地の増加や鳥獣の生息区域の拡大に伴い、市内各地域で深刻化しており、各種の被害防止対策を実施しているところではあります。

被害防止対策として、駆除対策につきましては、猟友会の皆様に御協力をいただきながら進めており、今年度は美ヶ原高原において、松本市、長和町とともに、広域駆除を実施するなど、各地域の連携による効率的な駆除体制の強化に努めています。

また、防護対策としては、地域ぐるみで行う取組みとして、農地周辺の藪を刈り払う「鳥獣害防止緩衝帯整備事業」や山林と農地の境界へ防護柵を設置する「防護柵設置事業」により、獣害防止を図る事業を実施しております。

いずれにいたしましても、野生鳥獣の出没が増加する中で、防除・捕獲・環境整備などを組み合わせて行うことが必要であり、地域の状況を考慮しながら、効果的な対策を実施することにより被害防止を図ってまいります。(森林整備課)

16 道路、公共交通対策について

1) 「上田市公共交通活性化プラン」の対象とならない、山間地域や高齢者など交通弱者の利便を図る対策を講じられたい。

道路網の整備が進み、モータリゼーションが進展する中で、バス、電車などの公共交通機関の利用は減少傾向にありますが、通勤・通学に、あるいは高齢者等にとって、バスなど公共交通機関は必要不可欠です。このため『長野県上田地域における公共交通活性化プラン』に沿い、公共交通網の整備や見直しを進めています。一方で、公共交通活性化プランの対象とならない地域などにお住まいの皆さんへの対策としては、地域のニーズや需要見込みなどにより、地域自主運行バス導入や福祉施策等も選択肢として、個別に対応してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、公共交通の継続的な維持のためには、市民の皆さんに「乗って残す」という意識をお持ちいただき、公共交通の積極的な利用が必要です。利用がない場合には減便や廃止の可能性もあるという実情を市民の皆さんにも訴えながら、利用促進を啓発してまいります。(地域交通政策課)

2) 上田・篠ノ井新国道や上田バイパス第二期工区、都市計画街路の建設を急ぎ、市内の交通渋滞の解消に努められたい。

上田坂城バイパスについては、平成19年3月に岩鼻トンネルを通り上半過地区の(主)長野上田線との交差点までが開通し、上塩尻からの供用区間は約2.6kmと

なりました。現在は、上半過と下半過を結ぶ半過トンネル掘削工事が順調に実施されており、平成 21 年 2 月には貫通する予定と聞いております。また、上半過地区の市道横断による函渠工事と、下半過地区から坂城町までの本線盛土工事が本格着工となりました。今後は、平成 21 年度末の完成を目指し順次施工していくと聞いております。

上田バイパス第二期工区については、浅間サンラインから上田第一中学校までの事業区間 1.8 km において完成までの工事が全て発注となり、平成 20 年度末の完成を目指して施工していると聞いております。

また、東御市までの先線 4.1 km 区間の事業化につきましては、関係者の皆様と、引き続き要望活動を実施してまいりたいと考えております。(地域交通政策課)

都市計画道路につきましては、41 路線、約 119 キロメートルを都市計画に定めてあり、平成 20 年 3 月末現在の整備率は 29.0% であります。

現在 4 路線を実施しておりますが、内 2 路線は今年度事業をもって計画区間が完了する予定です。今後は都市計画道路の見直し検討等の中で優先度の高い路線を選定し整備を図っていく予定であります。

なお、事業実施にあたりましては、関係する皆様の御理解と御協力をいただきながら事業を促進し、早期に市内の交通渋滞の解消に努めてまいります。

(都市計画課)

3) 交通安全対策として市民の協力得て幹線道路以外も除雪・融雪対策をはかられたい。

除雪・融雪対策については、毎年除雪計画の見直しを行い、施行しておりますが、除雪機械等に限りがあり、市内全ての道路除雪を実施することはできないことから、生活道路の除雪や凍結防止剤の散布は、地域の皆様や自治会及び事業所のご協力が不可欠であります。このため、広報やホームページ等により市民への呼び掛けを行ってまいります。(土木課)

4) 交通事故防止対策について

①登下校における児童・生徒の安全確保のための市民ボランティア組織「見守り隊」などへの助成を拡充されたい。

現在、PTA や地域住民の協力により組織された「みまもり隊」は 25 小学校区のうち 20 小学校区に設置されています。また、残りの 5 小学校区においても、組織化はされていないまでも、保護者や地域の方々が同様の取り組みをしてくれており、子どもを守る大きな力となっています。

見守り隊への助成にあたっては、新たに組織化する「みまもり隊」にはマニュアル作成のアドバイスや、腕章・スタッフジャンパー等への助成を行っていますが、既存組織に対しても、実情を考慮するなかで必要に応じて検討していきたいと考えています。(学校教育課)

②歩行者の目線で危険箇所を調査し歩道の設置など安全対策を講じていただきたい。

国・県道を含めた幹線あるいは補助幹線の道路整備については、歩道の連続性を踏まえ必要に応じた計画を策定し、歩道設置率の向上と交通弱者の安全対策を行います。(土木課)

③信号機の歩行時間の延長や反射材の支給など、障がい者、高齢者など交通弱者対策をすすめられたい。

歩行者横断時間の延長などの御要望については、随時現地確認を行い、地元の皆様と警察署との連携を図りながら最善の方法を検討してまいります。

夜光反射材の有効性は、県警の資料などにより承知しているところであります。

市では反射材の支給はしておりませんが、「ピカピカペッターコ作戦」と称して、高齢者や障がい者の皆さんが多く集まる施設や駅等に市職員が出向き、市民の皆様の靴や鞆に夜光反射材を無償で貼付する活動を行い、その活用を呼びかけているところでございます。(生活環境課)

5) 平井寺トンネルと三才山トンネルの早期無料化を促進されたい。

長野県が平成 16 年度に策定した「改革実施プラン」では、県道路公社の廃止に伴ない、平井寺トンネルを含む 6 路線 7 区間の有料道路については、平成 26 年度末に無料開放とのことであります。しかし平成 20 年 1 月に策定された長野県出資等外郭団体「改革基本方針（改訂版）」において、道路公社の廃止は平成 38 年度まで延期され、無料開放の予定時期は、平井寺トンネル有料道路は平成 30 年 8 月、また三才山トンネル有料道路は平成 33 年と変更されました。

このような中で、平井寺トンネル有料道路につきましては、昨年 10 月に上田市と長和町と共同で長野県道路公社に対し、早期無料化について要望活動を実施いたしました。しかしながら長野県及び長野県道路公社は、平井寺トンネル有料道路の債務は、県出資金、累積赤字分を含め約 28 億 3,250 万円余と多額であり、早期の無料化は困難であるとしています。このため新市一体感の醸成を図るための対応策につきまして、現在庁内で検討しております。

今後も引き続き、長野県及び長野県道路公社に対し、両トンネル有料道路の早期無料化について、働きかけをしてまいりたいと考えております。

(土木課、地域交通政策課)

6) 国道 144 号・国道 254 号の拡幅、改良やバイパス建設を促進されたい。

なお、国道 144 号線に安全な歩道を設置されたい。

国道 144 号は住吉北交差点から真田町下原までの 2,290m を上野バイパスとして計画しております。

この道路は、上田・真田間を結ぶ主要幹線道路であり、渋滞解消はもとより、地域の安心、安全の確保に向けた重要な道路であります。

現在、住吉北交差点から上野交差点までの 490m を一期工区として平成 20 年度の完成を目標に工事が進められておりますが、先線の二期工区・三期工区につきましても平成 19 年度から事業着手に向け、関係機関と調整を図っているところでございます。

また、国道 254 号は、上小地域と松本方面を結ぶ主要幹線道路であります。幅員が狭い上、大型車の通行量が非常に多い状況でありまして、地域の安心、安全の確保と環境の改善は喫緊の課題であり、近い将来三才山トンネルと平井寺トンネルの無料化が実現すればより交通量の増加も懸念されるところでございます。

このことから、道路の環境整備やバイパスの早期事業化に向け、それぞれの期成同盟を中心に関係機関に強く要望してまいります。(土木課)

7) 上田電鉄別所線存続と利用促進について

①CO₂の削減など環境に優しい鉄道のもつ優位性や、新設される別所「あいそめの湯」の利用などとあわせ、おおいに存続へのPR活動を強めていただきたい。

別所線の支援のため、関係する25団体で構成される「別所線再生支援協議会」等を中心として、『乗って残そう』をキーワードとした利用促進活動を展開しています。このたび、別所線再生支援協議会が進めてきた別所線存続支援及び利用促進の取り組みが、「鉄道等の利用促進に努め利用者の増加に繋げるなど公共交通機関の利用促進を通じた環境保全に関する活動に積極的に取り組んだ」として、国土交通大臣から『平成20年交通関係環境保全優良事業者等大臣表彰』を受賞いたしました。

これからも鉄道の持つ環境的側面の優位性も併せてPRし、別所線の利用促進を進めてまいりたいと考えております。

また昨年5月にオープンした「あいそめの湯」と別所線の相互の利用促進を進めるため、別所線乗車券と相染閣入館券とのセット券「あいそめ湯ったりきっぷ」の販売や、利用促進のためのイベント開催など、上田電鉄(株)及び関係部局等と連携・協力して調整を進めてまいります。(地域交通政策課)

②上田電鉄(株)は、公共交通機関の役割を担っています。自らの経営努力に努めるとともに、会社の沿革と経緯を含めて社会的責任をはたすことを求めています。

別所線への公的支援については、事業者自身の自助努力が前提となります。上田電鉄(株)でもこれまで、分社化を行い経費削減、経営の透明化を図る一方、さまざまな利用促進のための取り組みを機動的に行うなど経営努力を進めているところですが、さらに市民の皆さんの御理解がいただけるよう、会社としての社会的責任を果たし、いっそうの自助努力を行うよう、働きかけてまいります。

(地域交通政策課)

③全国的にも地方鉄道は赤字がふくらみ、廃止や安全対策が社会問題となっています。地域生活の交通確保には市の負担も限界があり、国に対して必要な措置を求めています。

経営状況の厳しい地方鉄道の存続には、国及び県との協調が不可欠ですので、国、県に対して存続のための支援要望をいたしております。

今後も国に対し、地方鉄道への財政支援強化について、引き続き要望してまいります。(地域交通政策課)

17 公共事業について

1) 入札制度及び検査制度をいっそう充実し、技術者の育成や最低限の経費である一般管理費の確保をはかられたい。

建設工事の品質及び安全等を確保するため、厳正かつ的確な検査を行なうとともに工事に関する技術水準の向上に資するよう検査体制の確立を図ってまいります。

なお、上田市では、最低限の経費が確保できないような低価格での契約事例はありませんが、今後も低入札価格調査制度を厳格に運用し、適正な価格での発注に努めてまいります。(契約課、工事検査課)

2) 入札制度に安全性と品質を確保するための最低落札率をもうけていただきたい。

建設工事においては、契約の内容に適合した履行を確保するために低入札価格調査制度を設けており、予定価格に対して6.7%（調査基準額）を下回る入札は、適正な契約の履行が可能か否かを調査したうえで落札者を決定しております。また、基準額を下回り、さらに直接工事費を下回る極端な低価格での入札については失格として、安全性や品質の確保に努めています。

しかしながら、当該制度に該当する入札が増えていることから、公正な取引秩序の阻害、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等により、建設業の健全な発展に支障を来たすことがないように入札制度を、本市の落札状況を勘案のうえ、国や県の制度を参考にしながら、平成21年度中に導入してまいりたいと考えています。（契約課）

3) 建設業者の構造改革支援策と、小規模工事・修繕登録制度の趣旨を生かし小規模事業者への直接事業発注を充実していただきたい。

小規模工事・修繕登録制度は、130万円以下の工事請負、50万円以下の修繕について、担当課が直接、入札参加願いを提出していない小規模零細事業者が発注することができるという制度で、平成13年に導入して以来、小規模事業者の育成を図ってきております。

今後とも、引き続き、本制度登録業者の一層の活用を全職場に周知するとともに市内未登録事業者への本制度の周知も図ってまいります。（契約課）

4) 賃金と労働条件を義務付ける「公契約条例」を制定されたい。

労働者の賃金・労働条件等は、最低賃金法や労働基準法等によって対応すべきものであると考えますが、同法の法令順守の徹底とともに公契約条例について研究してまいりたいと考えております。（契約課）

18 市営住宅対策について

1) 新規の建設をすすめるとともに建て替えを計画的に実施されたい。

平成20年度から地域における住宅事情の現状を分析し、住宅対策としての課題を整理のうえ、地域の特性に応じた具体的な住宅施策を住宅マスタープランとして策定し、この計画に基づき建替え・改善及び維持保全等適切な手法による整備を計画的に実施してまいります。

また、既存公営住宅の有効活用を図るため、既存住戸の整備計画であるストック総合活用計画の見直しを実施し、地域の情勢、三位一体改革等による社会経済情勢及び景気低迷による財政事情等を考慮のうえ、市民の多様化したニーズに対応した適切な市営住宅の改善又は維持保全に努めてまいります。（住宅課）

2) 不足している営繕費について予算の大幅な増額をされたい。

市営住宅の老朽化が進む中で、市営住宅を適正に管理するために必要な営繕費については、できる限り確保してまいります。

また、随時、修繕の必要箇所の調査及び修繕を実施し、住戸の維持保全を図るとともに入居者等の要望に応じてまいります。（住宅課）

3) 入居募集については随時おこなっていただきたい。

入居募集につきましては、新たに入居を可能にするためには修繕に一定期間が必要なことから原則年4回の定期募集を実施しています。

昨年12月から応募の無かった住宅につきまして随時入居を受け付けております。今後も市民ニーズに応じた住宅供給に努めてまいります。(住宅課)

4) 特定目的(若者向け等)の市営住宅を建設されたい。

既存の若者向け等の特定目的住宅につきましては、旧武石村当時に過疎脱却という大きな課題の中で、活力ある地域づくりを進める施策として進めてきたもので、武石地域自治センターで合併後も継続して取扱っております。

今後の建設につきましては、一般の市営住宅においても若い皆様の入居が可能であり、社会経済情勢の変化や景気低迷による財政事情等により、若者向け等の特定目的住宅の新たな建設は困難な状況ではありますが、平成20年度からの住宅マスタープラン策定の中で、各地域における状況、市民のニーズ、整備の必要性、費用効果、民間業者の動向及び財政状況等を総合的に勘案しながら研究してまいります。(住宅課)

5) 公営住宅の充実のために、民間住宅の借り上げや、家賃補助等を制度化されたい。

市営住宅のあり方、充実については、住宅政策の基本的かつ重要課題であります。今後の具体的な計画、住宅政策について、住宅マスタープランの中で検討を行なってまいります。この中で、民間住宅の借り上げや、家賃補助等の制度に付きましても研究してまいります。(住宅課)

19 防災対策について

1) 独立した危機管理室の設置するなど、災害対策の企画、立案、総合調整を行う危機管理の体制を強化されたい。

災害対策及び地域防災に対応するため、平成19年4月に危機管理室を新設いたしました。今後も、関係部局及び消防本部等との連携を図りながら、危機管理体制の強化に努めてまいります。(危機管理室)

2) 常備消防体制を強化し、職員の増員、待遇改善をはかられたい。

常備消防体制の充実強化を図るため、広域連合消防本部の一本化を推進してまいりました。

現在、職員の人事管理・給与制度等についての調整を行い、平成22年度当初からの広域消防本部体制一本化を予定しています。

職員体制につきましては、計画的に職員を採用し、整備指針に基づく職員数及び交付税算定における職員数を参考に適正配置に努めてまいります。(消防総務課)

3) 消防団員の待遇改善をはかり、分団経費や消防施設などにかかわる住民負担の実態調査と負担軽減に努められたい。

合併4地区消防団で差異のありました消防団員報酬について、平成19年度から統一した額で支給しており、消防団の運営に係る経費についても、市交付金規程で定める算出基準により運営交付金として分団及び各隊等に交付しています。

法被、活動服等の被服貸与や車両に積載するホースの購入及び消防車両の更新などの消防施設等の整備については、年次計画で実施しております。

また、旧上田市では消防団車両に積載している小型動力ポンプの更新に係る経費について地元負担がありました。が、全地域を対象に本年度からは全額公費負担とするなど、住民負担の軽減を図っております。(消防総務課)

4) 消防広域化推進計画については、住民の利益につながるのかしっかり検証し、上田市としての意見表明および市民への周知をはかっていただきたい。

昨年10月に東北信地域の32市町村及び関係団体により消防広域化について調査研究・協議をするための機関である「消防広域化研究協議会」が設置され、平成20年度において現況調査・研究及び課題の把握を行い、平成21年度において基本的事項の協議が進められる予定です。

住民ニーズの多様化への対応、救急業務の高度化、専門化の必要性、人口の減少、救急需要の増大などを考え、消防の広域化は基本的には必要であると考えますが、管轄面積が広がることによる住民の不安などの懸念もあることから、構成する上田広域の市町村、消防団等とも相談し、協議の状況等を市民へ周知しながら進めてまいります。(消防総務課)

5) 地域防災計画の市民や事業者への周知徹底をはかり、必要に応じて計画の見直しを行っていただきたい。

地域防災計画につきましては、全自治会及び防災関係事業者への冊子の配布、広報誌や市ホームページへの掲載、各種研修会・出前講座での説明等により周知を図っております。計画の内容につきましては、毎年開催される上田市防災会議で御協議をいただき、必要に応じて見直しを行ってまいります。(危機管理室)

6) 災害時に対応できるよう自主防災組織の充実をはかられたい。

災害発生時における被害の防止・軽減を図るためには、地域住民(自主防災組織)の皆さんに地域防災活動の一翼を担っていただくことが重要であると考えております。

現在、上田市にはすべての自治会で自主防災組織が結成されておりますので、消防署や地元消防団と連携し、防災訓練の実施や自主防災組織リーダーの養成を目的とした研修会、救急講習会等の開催により、地域住民の防災意識の啓発及び組織体制の整備を図ってまいります。

また、自主防災組織が使用する防災用資機材の購入費用に対する補助につきましても、引き続き実施してまいります。(危機管理室)

7) 防災分野におけるボランティアを含む人材育成をはかられたい。

市では、上田市社会福祉協議会と連携し、災害発生時においてボランティアの皆さんが救援活動や避難所運営等に積極的に参加していただけるよう「災害救援ボランティア登録制度」を創設いたしました。広報等により登録を呼びかけ、研修会や防災訓練の実施により人材育成を図ってまいります。(危機管理室)

8) 災害弱者(災害時要援護者)対策の充実をはかられたい。

市では現在、「上田市災害時要援護者支援マニュアル」に基づき、災害発生時に

において地域住民が主体となり避難誘導等の支援が迅速に行えるようにするため、自治会連合会や民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会の御協力をいただきながら、全自治会への要援護者登録制度の普及を進めております。平成 20 年度においては、5 つの自治会をモデル自治会に指定し、要援護者台帳の作成及び自治会内における支援体制の整備を行うこととしております。(危機管理室)

9) 消防団のポンプ操法等の大会出場(県・全国大会)の経費は全額市で負担されたい。

上田大会より上位の大会(上小・長野県大会)出場に必要な経費については、市交付金規程で定める額を出場分団及び出場隊に交付金として交付しております。

また、全国大会については、開催地や出場隊員数・応援者数及び物価の変動等を適正に把握し考慮して算出した額を、上小・県大会と同様に交付金として交付しています。平成 20 年度に交付した全国大会出場交付金は 260 万円で前回大会(平成 16 年度)より 30 万円増額し対応いたしました。

出場分団には、過剰な経費とならないよう、また地元負担の軽減を図るよう指導しておりますので、御理解をお願いいたします。(消防総務課)

20 上下水道事業について

1) 市民負担がますます増えるもとで健全な企業経営をめざし、料金値上げはおこなわないよう努力されたい。

市民のライフラインとして安全・安心・おいしい水の安定供給と快適な生活環境の創造を目標に事業を推進してきた上下水道事業は、独立採算と受益者負担の原則に基づき、健全な企業経営を目指しています。このことから、安易に料金値上げを行うことなく、経費節減等の企業努力に努めた上で、安定した財務状況を持続するため、従来から必要な時期に最小限の料金の改定をお願いしてまいりました。

新上田市の誕生後、市民生活に密接で、最も大きな課題の一つであった水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料について、平成 21 年度から段階的に改定し、23 年度に統一するとした条例改正案をこの 12 月市議会において議決いただきました。

今回の料金改定に当たっては、経営の合理化と健全化を進めることを大前提に、原価計算を行い、料金の一律化を図りながら、料金水準の抑制を進めました。この結果、水道料金の平均改定率をマイナス 1%、下水道使用料の平均改定率を 0%とし、農業集落排水施設使用料は下水道使用料と同一といたしました。

また、最近の水需要の動向等も考慮し、新料金体系では一般世帯に対する一定の配慮をしつつ、水量料金の最高区画帯単価を引き下げることによって逡増度を緩和し、大口需要者へも配慮いたしました。なかには、新料金が現行の料金より使用水量によっては高くなる場合もありますが、3 年間の段階的改定による激変緩和策を採ることで、できるだけ利用者の負担を軽減しました。

このたびの料金算定期間は平成 21 年度から 24 年度までの 4 年間ですが、事業の計画的で効率的な運営と経費節減に努め、最小の経費で最良のサービスを提供し、住民の福祉、環境の向上を目指した事業経営を行い、今回の期間後も可能な限り市民の皆様の負担につながらないよう努めてまいります。(経営管理課)

2) 県の水源保護条例を活用して、広域的な水環境保全対策を講じていただきたい。

水は住民の日常生活に直結し、健康を守るために欠くことのできないものであることから、上下水道局では、水道水源の保全対策を重要課題と位置づけております。

現在、武石地区の「余里水源」は長野県水環境保全条例に指定されており、真田地区の「つちや水源」「大松水源」「赤井水源」また、武石地区の「長坂水源」は水源涵養保安林等に指定されております。

今後も、水源の監視の強化、水源上流域保全のための環境整備や水質保全活動を積極的に推進するとともに、関係者と協議しながら広域的な水環境保全対策を進めてまいります。(上水道課)

3) 汚泥の堆肥化については、有害物質などが混入しないよう細心の注意をはらわれない。

堆肥化処分としている西内浄化センター、菅平浄化センター、真田浄化センターの汚泥は、搬出前の脱水汚泥につきまして、年2回 含有試験(残留重金属6項目)、溶出試験(環境基準27項目)を行い、各項目について、規制値・判定基準以下であることを確認しています。今後とも汚泥を堆肥化する際には、これら試験を行い、安全性を確認してまいります。(下水道課)

4) 料金未納者への水道停止をおこなわないでいただきたい。

未納料金の収納対策は、使用者負担の公平性の確保及び、健全な企業経営を維持していくための財源確保からも重要事項です。

今後も滞納者には、未納期間が長期になるほど支払いが困難となりますので、催告などで早いうちでの自主納付を促すほか、支払いに応じていただけない滞納者には、あくまでも最終手段としての給水停止を継続してまいります。しかし、生活困窮者や未納料金を一括して納入することが困難と認められる方には、引続き納付相談に応じ、分納支払い等の対応をしてまいります。また、生活保護者や母子家庭等につきましても、関係課とも連携を図り、十分な配慮に努めてまいります。(サービス課)

21 子育て支援策について

1) 安心して子どもを保育園にあずけられ、子どもたちが心豊に育つために保育所の充実について

①第1子が小学生で、第3子以降の児童が入所している場合は、保育料が50パーセント軽減されていますが、第1子を段階的に中学生まで対象を拡大されたい。

国の多子世帯への軽減措置は、同時入園の場合に限り、第2子に対して50%、第3子以降に対しては90%の軽減としています。しかし、上田市では独自に、同時入園の場合、第2子に対し60%、第3子以降に対しては100%の軽減を行い、さらに、第1子が小学生の場合は第3子以降に対して50%の軽減措置を行っております。

第3子以降の保育料の軽減につきましても、財政的に困難な状況ではありますが、多子世帯の負担軽減の観点から検討してまいります。(保育課)

②保育所の統廃合、民間委託については地元や関係者の意見を十分聞き、慎重な対応をされたい。また、保育予算削減のための民営化はしないでいただきたい。

今後の上田市の保育行政及び子育て支援のあり方について審議するため、昨年10月に保護者をはじめとする市民の皆さんの参画をいただく中で、「保育検討委員会」

を設置いたしました。この委員会において、今後の保育園等の運営のあり方についても検討をお願いし、保育所の統廃合や民間委託などについても検討してまいります。(保育課)

③保育士の配置基準を引き上げるよう県、国に強く要望し「2歳児4：1」「3歳児10：1」「4～5歳児20：1」の配置が出来るようにされたい。特に、3歳児に対して、独自に加配ができるようにされたい。また、1歳児3：1の上田市独自の補助も人件費分として保障されたい。

保育士の配置については、児童福祉施設最低基準に基づき配置を行っていますが、1歳児については、国の6：1に対し上田市独自に3：1とした配置を全保育所で行い、入所児童の処遇向上を図っております。

なお、民間保育所が行う1歳児保育事業に対する補助については、県の1歳児保育推進事業補助金も活用することにより補助の充実を図っております。また、国及び県に対しては、引き続き配置基準の見直しについて要望してまいります。

(保育課)

④育児休業中の上の子の保育については、引き続き措置児として入園の継続をしていただきたい。

育児休業に伴う既入所児童の取扱いについては、国の基準により次年度に小学校に就学するなど一定の条件に該当する場合は、継続入所として差し支えないとされており、市でも、この基準に沿った取扱いをしています。

ただし、条件に該当しない場合は、保育の実施基準に該当しないため、保育の実施解除又は園との直接契約（私的契約）での継続入所を行っています。保育の実施基準に該当しない場合は、国・県の運営費負担がないことから、今後も、育児休業に伴う既入所児童の取扱いについては、現状の取扱いと考えております。

育児休業に伴う入所要件の緩和については、引き続き国・県等に働きかけてまいります。(保育課)

2) 希望する障がい児が入所ができるように充実されたい。また、障害の程度に合わせた加配ができるように市独自の補助をされたい。

障害を持つ児童の入園については、どの施設で養育することが適切なのかを保護者と話し合い、集団での保育が可能な児童については受入れを行うよう努めています。

なお、民間保育所における障害児の受入れに必要な保育士の加配に対する補助については、国補助は平成15年度から、県補助は平成20年度から廃止されましたが、市では、民間保育所に対して独自で補助を継続実施しています。(保育課)

3) 集団生活で「気になる子」の実態を把握、指導できるよう月一回程度継続して巡回指導をどの保育園でも実施できるようにされたい。又、軽度発達障害の早期発見、対応が出来るよう市の検診として「5歳児健診」を行っていただきたい。

保育園における「気になる子」の巡回指導については、県の巡回指導事業と併せて、全園で実施していく予定です。また、市では、本年度から保護者に対する専門家による相談事業を、月1回拠点園において実施しています。(保育課)

軽度発達障害の早期発見・対応につきましては、現在1歳6ヶ月・2歳児・3歳

児健診において発達心理相談員による相談を行っております。

その結果、経過観察が必要なお子さんについては、作業療法士による発達相談・育児相談、親子遊びの広場・教室等を提供し、必要に応じ関係機関との連携を図っています。

5歳児健診の実施につきましては、発達障害は、継続的な観察や支援が重要なことから早期発見、早期療育体制につきまして総合的に研究し、関係課、関係機関と検討してまいりたいと考えております。(健康推進課)

4) 上田市より委託されて保育している民間保育所のはたしている役割を高め、民間保育所の充実について

①民間保育所への職員加給金を引き上げされたい。

職員加給金補助金は、国の民間施設給与等改善費加算額に市独自で上乘せをしているものであり、妥当と考えています。(保育課)

②子育て支援センター事業の充実をはかられたい。

平成21年度に予定している総合保健センター(旧第一中学校跡地)の建設に併せ、現在の南部保育園子育て支援センターを移転し、市内6支援センターの中核的な役割を担う子育て支援センターとして設置していきます。新設の子育て支援センターは、父親にも気軽に育児参加いただけるよう土日祝日もオープンしている子育てひろばを備えるとともに、子育てサークル活動にも利用いただける施設として幅広く活用していきます。

今後も国県の子育て支援施策や制度改正の動向や、子育て家族のニーズ等を把握しながら、子育て支援の充実を努めてまいります。(子育て・子育て支援課)

③保育所関係予算を削減しないよう市で最大限の努力をされたい。

民間保育所運営費負担金については、今までどおり財源が確保できるよう、国及び県に働きかけてまいります。

なお、一般財源化される場合には、確実に財源措置を行うよう要望してまいります。(保育課)

5) 母子家庭への給付制度の改善とともに、最近増えている父子家庭への支援制度を拡大充実されたい。

母子家庭支援については、就職に直結する資格取得に係る養成訓練の受講期間のうちの終りの3分の1の期間について月額103千円を毎月支給、受講期間終了後終了一時金50千円を支給する高等技能訓練促進費の給付などの支援策を実施しています。父子家庭については、小学校入学・中学校卒業祝品を支給しています。又、相談窓口の明示など、子育てを含めた生活全般にわたる相談に応じ、利用できる制度の紹介を行ってまいります。(子育て・子育て支援課)

6) 健全育成および留守家庭児童対策について

①指導員が継続的に仕事をできるように身分保障をすると共に、資質向上のため研修等されたい。

平成21年度からは、全ての放課後児童施設が指定管理者制度に移行しますが、指定管理者が雇用する職員としての身分保障を受けることとなります。

新たに指定管理に移行する施設については、希望する職員は継続雇用となるよう仕様書に定めて、職員の経験や保護者との信頼関係等が途切れることのないように対応しています。

業務が多様化する中で、職務に見合う待遇が図れるよう努めてまいるとともに、研修会等への参加を促し、指導員の資質向上を図ってまいります。(学校教育課)

②将来的にはすべての小学校区に地域の特色ある学童保育所を、順次設置されたい。

合併後の施設の再編の中で、放課後児童健全育成事業(留守家庭対策事業)を実施している施設を放課後児童クラブと位置づけ、児童クラブと学童保育所の二種類に再編します。

平成21年度から未設置4校区で児童クラブの運営を開始することにより、全小学校区に放課後児童クラブ(児童クラブまたは学童保育所)が設置されることとなるので、当面はその体制を継続してまいります。(学校教育課)

③障がい児の受入れについては、指導員の加配、施設の改良も同時にされたい。

平成21年度からの放課後児童クラブにおいては、国の加算基準に基づき、加配ができるよう措置を講じる予定です。その他の施設では、障害児の受入れがある場合は、他の施設のパート職員が応援に入るなど、効果的な配置に努めているところです。

指導員の大幅な増員やきめ細かい施設の改善は困難ですが、可能な限り受入れしやすい体制づくりに努めてまいります。(学校教育課)

7) 自主的な子育てサークルへの支援、育成していく一環として、各地の児童センター(館)を午前中も開放されたい。

現在、子育てサークル等に午前中開放している施設は、東塩田児童センター、川辺町児童センター、清明こども館です。他の施設についても要望があれば、施設の管理方法等を検討のうえ、可能な限り支援してまいります。

また、幼児親子が集まり交流する「子育て広場」等の事業に開放している施設もあり、今後も午前中の利用促進を図り、子育て支援の充実に努めてまいります。(学校教育課)

8) 子どもの医療費無料化を小学校卒業まで段階的に拡大されたい。

医療費の助成は、これまで県内で統一して実施してきた乳幼児の通院費及び入院費に対する医療給付に加え、平成20年8月から入院医療費の無料化を小学6年生まで拡大し実施しています。

就学前の乳幼児に対する医療費は県が半分を負担していますが、対象年齢の引き上げ分は、市の単独事業となります。

このため、通院医療費の対象年齢の引き上げについては、安定的かつ継続的な運営のための財源確保と子育て家庭への財政支援を含め、子育て支援の充実につながるよう、重点的に取り組むべき事業を総合的に検討してまいります。

(子育て・子育て支援課)

22 教育行政について

「教育基本法」が改定されたが、「内心の自由」や「教育の自由」をうたった憲法に矛盾した内容です。これまでの、よりよい教育を願う保護者と教職員の共同を生かした教育が大切です。

1) 「子どもの権利条約」にもとづいて上田市としても早急に「条例化」を、おこなっていただきたい。

子どもの権利条約の趣旨と目的を認識し、子どもの人権を守る施策を充実してまいります。子どもの権利条例については、制定した地方公共団体は全国でも限られるため、先進自治体の取組と成果を見ながら、今後研究してまいります。

(生涯学習課)

2) 30人規模学級を当面中学一年生まで実施されたい。

30人規模学級は、県内における教育の機会均等の観点から、市町村間で格差があってはならないものと考えており、これまでも小学校高学年の30人規模学級を全額県負担により実施するよう県に要望してまいりました。

その結果、これまで小学校高学年(5・6年生)については、任意協力金による市と県の協働方式で実施をしていましたが、この任意協力金は平成20年度で廃止し、平成21年度からは全額県負担となりました。

また、中学校への30人規模学級の拡大につきましては、小学校が平成21年度から全額県負担となることから、その必要性を含めて今後の検討課題となるものと考えております。(学校教育課)

3) 心の教育相談員の時間延長と、待遇の改善をはかられたい。

引き続き各校の児童生徒の実態を考慮し、適正な時間配分となるよう予算の範囲内で最大限努力してまいります。(学校教育課)

4) 子どもの最善の利益の立場から多様な選択への公的支援、親の会やフリースクールへの支援をすすめていただきたい。

児童生徒が不登校になる要因やきっかけは様々であり、悩みを抱える子どもたち個々に応じた適切な対応が大切です。

上田市におきましても、教育相談所を中心に、家庭、学校、中間教室、心の教室相談員、関係機関等との連携を密にとりながら、個々のケースに応じたきめ細かな対応を行っております。

また、市で実施している支援とは別に、親の会やフリースクールがあり、子どもたちの居場所や相談相手となっていることは認識しております。

今後もそれぞれの立場での活動を尊重しながら、市教委としては関係団体、会等と連携し、学校を中心とした公的な機関として果すべき役割の充実を図ってまいります。(学校教育課)

5) 教職員の「多忙さ」が児童・生徒に向き合う時間を減らしています。職場環境の改善につとめられたい。

教育委員会では、昨年度、学校関係者との懇談会を通じて、学校の現状を把握し相互に理解を深めるとともに、課題の洗い出しと今後の取り組みをまとめました。

また、今年度は、その後の進捗状況と新たな方策を検討するための懇談会を実施し、意見交換を行いました。

教職員の「忙しさ」を解消し、子どもたちと向き合う時間を確保することの必要性については認識をしているところでありますので、教育委員会としても、引き続き課題解消に向けて取り組むとともに、関係機関との連携や働きかけを行ってまいります。(学校教育課)

6) 特別支援教育の充実をはかられたい。

特別支援教育の推進につきましては、学校の状況に応じて特別支援教育支援員を配置し校内支援体制の充実を図るとともに、福祉・医療関係機関とも連携をとり対応をしております。

今後も、教育上特別な配慮が必要な児童生徒の支援充実に努めてまいります。

(学校教育課)

7) すべての外国籍児童生徒が必要な教育を受けられるような条件整備を、すすめられたい。

東小と南小の集中日本語教室「虹のかけはし」において、外国籍児童生徒に基礎的な日本語や日本の生活習慣を指導し、学校生活への早期対応ができるよう支援を図っております。

また、バイリンガルの日本語指導員を学校へ派遣する事業により、平成 20 年度は 14 校で外国籍児童の指導を行っており、学習や生活面での支援に有効に活用されております。

今後も、引き続き学習環境の整備充実に努めてまいります。

なお、学齢期の子どもたちが不就学とならないよう、外国人登録時などに就学相談を行っております。(学校教育課)

8) 開かれた学校運営を推進するために、第六中学で行っている「生徒」「教職員」「保護者」「地域住民」による、4者懇談会の開催を推進されたい。

学校が自らの教育活動など学校運営の成果を検証し、その結果に基づき学校運営の改善を図るとともに、評価結果を広く保護者等に公表し、学校・家庭・地域が連携協力した学校づくりを進めるため、今年度から学校評価（自己評価及び学校関係者評価）をすべての学校で実施しています。

評価にあたっては、児童生徒及び保護者へのアンケートを必須とし、学校評議員、保護者、地域住民などによる評価も実施されることになっています。

また、その結果については、学校だよりやホームページ等で保護者や地域住民に広く公表することとしています。

さらに各学校においては、授業や各種行事への参加、見守り隊など、地域の皆さんにご協力をいただいている取組みも多く、日ごろから地域に開かれた学校を目指して活動をしているところでありますので、児童生徒、教職員、保護者、地域住民の4者懇談会は、協議・意見交換等が必要な場合に、学校が判断して開催すべきものと考えます。(学校教育課)

- 9) 就学援助制度を受けやすいようにしてください。なお、民生委員の意見は不要とされたい。

学校を通じてすべての保護者にチラシを配布するとともに「広報うえだ」や上田市のホームページに掲載して就学援助制度の周知を図っています。

就学援助費の支給対象者は、原則として前年収入額に基づいて決定しておりますが、直近の状況や学校長、民生児童委員の意見も踏まえ、必要があると認められる場合には援助を行っています。

民生委員の所見は、これまで申請者全員に付しておりましたが、今年度から新規の申請者のみに改めました。家庭の状況を的確に把握し、実情に合った適正な認定をするため、民生委員から客観的な意見を聞くことは重要でありますし、地域住民の生活状態を民生委員に適切に把握していただくためにも新規の申請者については現行どおりとさせていただきたいと考えております。(学校教育課)

- 10) 高校の通学費補助を全市に拡げていただきたい。

真田地域及び武石地域で暫定施行されている制度を、全市域を対象とした新たな制度として実施したいと考えております。(教育総務課)

- 11) 学校図書館の充実をはかるため、事務職員の勤務日数の削減を行わないでください。また、研修機会の一層の充実をはかられたい。

学校図書館の充実を図るため引き続き努力してまいります。

職員の要望も踏まえ、必要な研修については実施してまいります。

(教育総務課・学校教育課)

- 12) 父母負担軽減のためにも、県下の水準まで生徒図書購入費を増額されたい。

学校用図書については、学校裁量により実情に応じて計画的に整備を進めるとともに小中学校図書館整備基金の運用等により充実を図っています。また、エコールを活用して児童生徒のニーズへの対応に努めているところです。

来年度予算で図書購入費の増額を図っておりますが、引き続き図書の整備充実と保護者負担の軽減に向けて努力してまいります。(学校教育課)

- 13) 自校給食の継続をはかると共に、施設の充実をはかられたい。

給食の調理方式については、新市の新たな枠組みを踏まえ研究してまいります。また、安心安全な給食環境の保持・改善に努めてまいります。(教育総務課)

- 14) 学校給食の食材の安全、安心の徹底をするとともに、地産地消を積極的に推進されたい。

学校給食を担う給食センター及び自校給食校では、食材規格表を作成し、食材の安全確認をした上で利用するとともに、栄養バランスが取れたおいしい学校給食の提供に努めています。

また、地産地消については、現在米は100%地元産を利用しています。野菜についてもできるだけ安全な地元農産物を利用するように努めているところですが、引き続き地産地消の推進に努力してまいります。(学校教育課)

15) 市費教職員の増員、事務職員、栄養職員、図書教職員の確保、身分保障、待遇改善をはかられたい。

学校教育の充実を図るため引き続き努力してまいります。(教育総務課)

16) 市内の貴重な文化財を保護、整備し、文化の伝承、発展につとめられたい。

上田市には貴重な文化財が数多くあり、これらの文化財を後世に継承していくために、引続き文化財の保護・保存に努めるとともに整備を図ってまいります。また、無形文化財の後継者育成事業や伝承事業にも引続き支援を行ってまいります。

(文化振興課)

17) 図書館基本構想に基づいて、新図書館の建設を促進されたい。

平成 20 年度から地元住民による建設運営研究会を設置し、図書館基本構想に基づいた図書館の整備について、意見をいただきながら進めています。

(生涯学習課)

18) 給食費未納については、実態調査を行い学校任せにせず市が責任を負っていただきたい。

学校管理下の私会計による運営を原則としながら、教育委員会事務局としても問題のあるケースに対し学校と連携した体制を整え対応してまいります。

(教育総務課)

19) 「上田市教育行政のあり方を考える有識者会議」が答申した、教員評価制・学校選択制・バウチャー制は上田市の実態にはあわないので導入しないようにされたい。先進地の状況、上田市の実情、教育的な効果等を踏まえ総合的に検討してまいります。(教育総務課)

23 平和行政について

1) 非核平和都市宣言をおこない、積極的な独自施策を実施されたい。

非核平和都市宣言については、制定方法や内容等を検討してまいります。独自施策については、市としての必要性・効果などを研究してまいります。

(人権男女共同参画課)

2) 東山市有林などに残っている「松ヤニ採取赤松林」など、整備し案内板および説明板を設置して、安全に見学できるようにしていただきたい。

「松ヤニ採取赤松林」等における案内板及び説明板は現在設置されておりませんが、案内板及び説明板の設置につきましては、今後検討してまいります。

(生涯学習課)

3) 広島・長崎などの平和式典への参加を市民に広められたい。また、平和運動をおこなうための各種催しについては、市民運動を支援する対策を講じられたい。

平和式典については、必要に応じて市民への周知を行います。

また、平和運動の催しについては、個々の事業内容等を勘案して、対応を検討してまいります。(人権男女共同参画課)

4) 上田市にある戦争遺跡と無言館などを学習の場として活用されたい。

引き続き公民館事業等で活用させていただくとともに、双方の学習環境としての関連づけによって、生涯学習としての学習者の主体的な学びにつなげてまいります。

(生涯学習課)